

伊勢原市第 3 期教育振興基本計画

伊勢原市教育委員会

「人がつながり 未来を拓く 学びあうまち伊勢原」をめざして

近年、私たちを取り巻く社会は、少子高齢化の進行、グローバル化の進展やAI等の先端技術の飛躍的な進歩、価値観やライフスタイルの多様化など、急激に変化しており、このような社会を生きていく子どもたちには、一人ひとりが、主体的に考え、多様な人々と協働しながら、課題を解決する力を身につけることが求められています。

その一方で、子どもたちを取り巻く環境については、いじめの認知件数や不登校児童生徒の増加、特別な支援を要する児童生徒の増加や多様化、貧困の問題など、様々な課題が山積しています。

また、子どもたちが学ぶ学校においては、教職員の多忙化や教員不足、学校に対する多様な期待の増大、施設の老朽化などの課題への対応が急がれています。

このような中、子どもたちの力を育み、社会の変化と課題に適切に対応していくため、令和4年6月、「伊勢原市第3期教育振興基本計画策定委員会」を設置し、これからの本市教育の方向性について協議検討をいただきました。委員会の中では、本市教育の「基本理念」とその実現にむけた「めざす教育の方向性」からなる教育ビジョンと、教育ビジョンを具現化するための「施策の展開」について熟議され、このたび、「人がつながり 未来を拓く 学びあうまち伊勢原」を基本理念とする第3期伊勢原市教育振興基本計画を策定することが出来ました。

本市の学校教育、社会教育、文化財に関する各分野の更なる充実とともに、これらの融合を図りながら、未来を担う子どもたちが自らの意志をもって人生を切り拓いていく力を身につけることができるよう、学校・家庭・地域が一体となって取り組んでいきたいと考えます。

シンボルである大山のふもとに広がる伊勢原市は、豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、また、太古から現代まで綿々と続く歴史文化や伝統は、本市の誇りであり魅力でもあります。子どもたちはもちろん、市民一人ひとりが、郷土である伊勢原に愛着と誇りを持ち、心豊かに暮らすことのできる、思いやりに満ちた市民社会の実現を目指してまいりたいと考えます。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました伊勢原市第3期教育振興基本計画策定委員会委員の皆様をはじめ、パブリック・コメント等におきまして貴重な御意見をお寄せいただいた市民の皆様、御協力いただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後とも本市教育の充実に向け、御理解と御協力いただきますようお願い申し上げます。

令和5(2023)年2月

伊勢原市教育委員会教育長 山口 賢人

目 次

第1章 第3期教育振興基本計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の構成と期間	1
3 計画の位置付け	1
4 計画の対象	2
第2章 教育をめぐる現状等	3
1 教育を取り巻く環境変化等	3
2 国の教育政策の動向	5
3 本市の教育の状況	8
第3章 教育ビジョン（めざす教育の姿）	21
1 基本理念	22
2 めざす教育の方向性	23
視点1 一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えていくために	23
視点2 生き生きと暮らし、学びあうまちづくりのために	26
視点3 地域全体で歴史文化を継承していくために	27
第4章 施策の展開	28
1 施策体系	28
2 個別施策	30
(1) 施策の構成と見方	30
(2) 持続可能な開発目標（SDGs）と本計画との関連	32
(3) 分野別の施策	33
目標1 夢と希望を持ち、可能性に挑戦する力の育成	33
目標2 児童生徒の成長と学びを支える環境の整備	43
目標3 地域全体で取り組む教育力の向上	51
目標4 生涯学び、活躍できる環境整備とスポーツの推進	57
目標5 次世代につなぐ、文化財保護の推進	65
第5章 計画の推進	68
1 計画の進行管理	68
参考資料	69
1 教育振興基本計画策定委員会	69
(1) 伊勢原市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	69
(2) 教育振興基本計画策定委員会名簿	71
2 庁内体制	72
3 パブリックコメント	72
4 計画の策定経過	73

第1章 第3期教育振興基本計画の概要

1 計画策定の趣旨

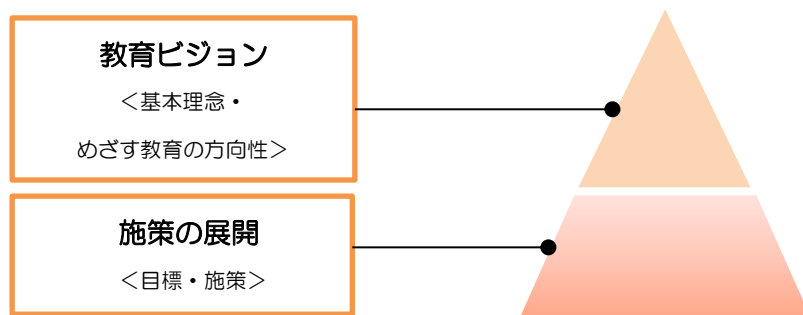
本市教育委員会では、平成30(2018)年3月に令和4(2022)年度までの5年間を計画期間とした「伊勢原市第2期教育振興基本計画」を策定し、少子高齢化やグローバル化の一層の進展など、社会情勢が大きく変化していく中で、基本理念である「人がつながり 未来を拓く 学びあうまち伊勢原」の実現をめざして、教育の充実に係る様々な取組を進めてきました。

こうした中、令和4(2022)年度で第2期計画の計画期間が終了することから、本市の教育行政を取り巻く環境の変化やこれまでの施策の取り組み状況、課題等を踏まえ、令和5(2023)年度以降の教育の基本理念やめざす教育の方向性を示すとともに、地域の実情に応じた教育振興のための施策を総合的・計画的に進めるため、「伊勢原市第3期教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の構成と期間

本計画は、基本理念にあたる「教育ビジョン」と、教育ビジョンを具体化するための目標及び施策からなる「施策の展開」で構成します。

計画期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間です。



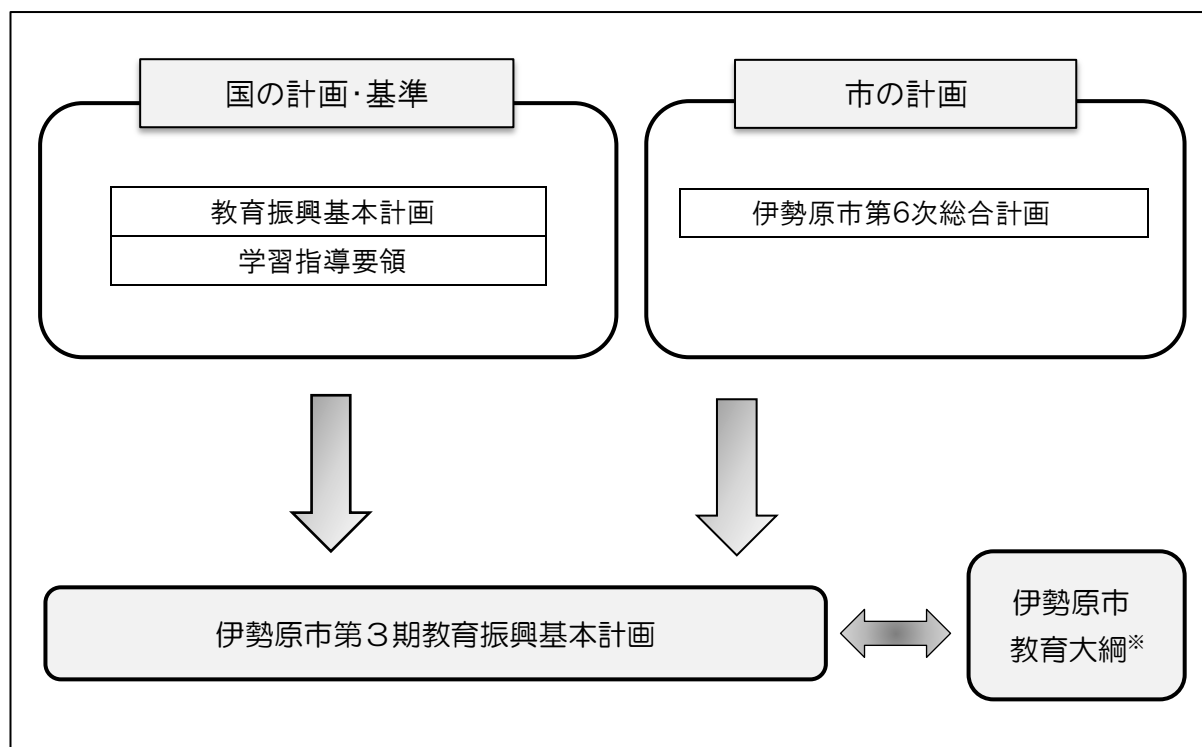
※各年度の具体的な取組を明らかにし、本計画に掲げる施策を推進するため、本計画のもとに別途、「実施計画」を策定します。

3 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定する、本市の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」と整合を図って策定しています。

また、本市の総合的なまちづくりの指針である「伊勢原市第6次総合計画(令和5(2023)年度から令和14(2032)年度)」を上位計画とし、各種計画とも連携する教育分野の総合的な計画です。

【計画の位置付け】



※教育大綱について

平成26(2014)年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定めることが規定されました。

4 計画の対象

本計画の対象範囲は、次のとおりです。

- (1) 幼児及び児童生徒を対象とした、幼稚園等、小・中学校における教育活動
- (2) 幼児及び児童生徒を対象とした家庭における教育活動
- (3) 地域における生涯学習、文化・スポーツに関する教育活動
- (4) 歴史・文化遺産の継承

第2章 教育をめぐる現状等

1 教育を取り巻く環境変化等

(1) 人口減少・少子高齢化の進展と人生100年時代の到来

日本の総人口は、平成20(2008)年をピークに減少局面にあり、14歳以下の年少人口は今後10年間で約17%減少する一方、65歳以上の老年人口割合が総人口の3割を超えるなど、人口減少・少子高齢化の進展が見込まれています。小中学校の児童・生徒数も減少傾向にあり、学校教育の維持と質の保証に向け、必要な措置を講じることが求められます。

こうした中、医療体制の充実等により平均寿命が延伸し、人生100年時代の到来が予測されています。

このような時代をより豊かに生きるため、生涯学習の機会の充実を図り自己の能力を高めることや地域や社会の課題解決のための活動につなげることが求められています。

(2) ICT技術の急速な進展と超スマート社会（Society5.0）の到来

少子高齢化等の人口構成の変化や社会インフラの老朽化等の課題が顕在化する中、情報社会（Society 4.0）に続く、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムによって開かれる社会（Society5.0）の到来が予想されています。Society 5.0時代においては、私たちの日々の暮らしや社会を支える新たなサービスが提供されることによって、必要とされる人材も変化することが想定されます。

教育分野においては基本的な情報活用能力とともに、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮し、新しい価値を創造する力を育成することが求められています。

(3) グローバル化の進展と持続可能な開発目標（SDGs）の認識共有

グローバル化の進展が予想される中、言語や文化が異なる人々と多様性を認め合いながら交流し、主体的に協働する能力等の育成が重要になっています。また、社会経済環境の変化等に伴い、今後、ライフスタイルや価値観の多様化も進むと考えられます。

こうした中、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、令和12(2030)年までの国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

本市の教育においても、多様性への理解促進を図るとともに、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取組が求められています。

(4) 子どもの貧困などの社会経済的な課題

日本の18歳未満の子どもの相対貧困率には改善が見られるものの、令和元(2019)年では13.5%（国民生活基礎調査）となっており、7人に1人の子どもが相対的貧困状態にあるとされており、大きな課題となっています。

統計データからは学歴等により生涯賃金に差が見られることも確認されており、貧困の連鎖や格差の拡大・固定化の解消を図る必要があります。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策と「新しい生活様式」の浸透

新型コロナウイルス感染症の感染収束が見通せない中、学校においては、新しい生活様式を取り入れながら教育活動を行っています。

生涯学習においても、公民館等の公共施設に集まって行う学習活動が制限されることがあるため、オンラインによる学習を取り入れるなどの取組を行っています。

従来からの対面指導や子ども同士の話し合い、多様な体験活動を推進しつつ、ICTについては、教育の基盤的なツールとして最大限に活用していく必要があります。

2 国の教育政策の動向

(1) 教育振興基本計画

平成30年6月に「第3期教育振興基本計画（計画期間：平成30(2018)年度から令和4(2022)年度）」が閣議決定されました。

同計画では、第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿をめざすとしています。

《個人と社会のめざすべき姿》

(個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成

(社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

《教育政策の重点事項》

- ・「超スマート社会（Society 5.0）」の実現に向けた技術革新が進展するなか、「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- ・教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

また、同計画では、以下の5つの方針により取組を整理しています。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

(2) 学習指導要領の改訂

新しい学習指導要領が、小学校では令和2(2020)年度、中学校では令和3(2021)年度から全面実施されています（幼稚園では、平成30(2018)年度に新しい幼稚園教育要領が実施されています。）。

学習指導要領では、教育課程全体や各教科などの学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育んでいくことをめざすとしています。

また、これらの「資質・能力」をはぐくむために、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を重要視しています。

(3) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

令和3(2021)年1月に、中央教育審議会から「令和の「日本型学校教育」の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～」が答申されました。

答申では、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 時代」の到来や、新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」の中で、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが、必要とされています。

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）と、協働的な学びの実現」とし、ICTの活用等により、学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげるとしています。

<参考>

教育関連法令制定・改正（概要）

施行年	法令名	区分	主な内容
平成 27(2015)年	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	改正	教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、総合教育会議の設置及び大綱の策定の義務化
//	学校図書館法	改正	専ら学校図書館の職務に従事する学校司書の設置の努力義務化
平成 28(2016)年	学校教育法	改正	小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」の制度化
平成 29(2017)年	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	制定	不登校児童生徒等に対する教育機会の確保
//	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	改正	教育委員会による「学校運営協議会」の設置の努力義務化
//	教育公務員特例法	改正	教員の資質向上に係る体制構築（指標整備と教員研修計画の策定義務化）
//	社会教育法	改正	「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備等に関する規定を整備
平成 31(2019)年	学校教育法	改正	デジタル教科書の制度化
//	文化財保護法	改正	地域における文化財の計画的な保存・活用の促進
令和 3(2021)年	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	改正	小学校の学級編制の標準を計画的（1 学年ずつ令和 7（2025）年度まで）に 40 人から 35 人に引き下げ

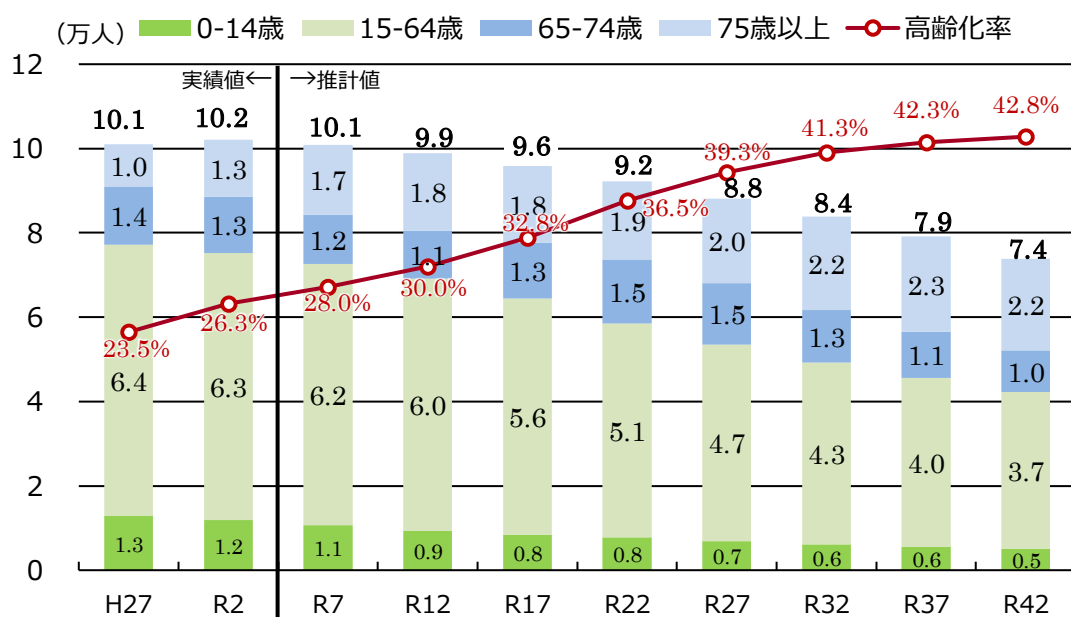
3 本市の教育の状況

(1) 本市の人口と児童生徒数の将来推計

本市の人口は、令和2(2020)年の約102,000人から減少に転じ、令和42(2060)年には約74,000人になると推計されています。また、年少人口(0～14歳)も、約6割減少の約5,000人になると推計されている一方、高齢化率は令和12(2030)年には30%以上となり、約3人に1人が高齢者になる見込みです。

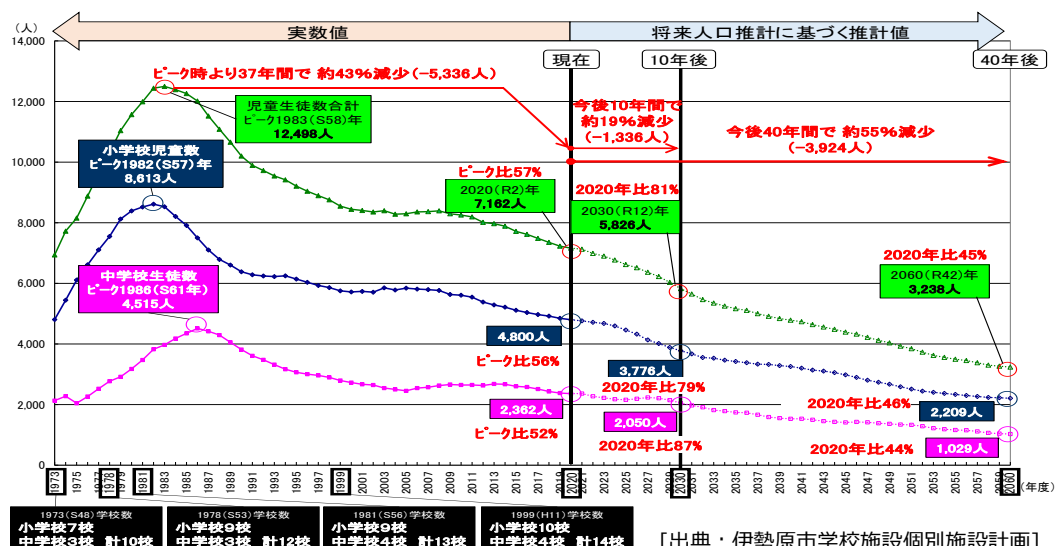
このような中、本市の児童生徒数は昭和58(1983)年の12,498人をピークに、令和2(2020)年はピーク時の約43%減の7,162人となっており、10年後の令和12(2030)年には約5,826人になると推計されています。

【本市の将来人口推計】



[出典：令和2年度伊勢原市次期総合計画策定基礎調査における将来人口推計結果]

【本市の児童生徒数の推移と将来推計】



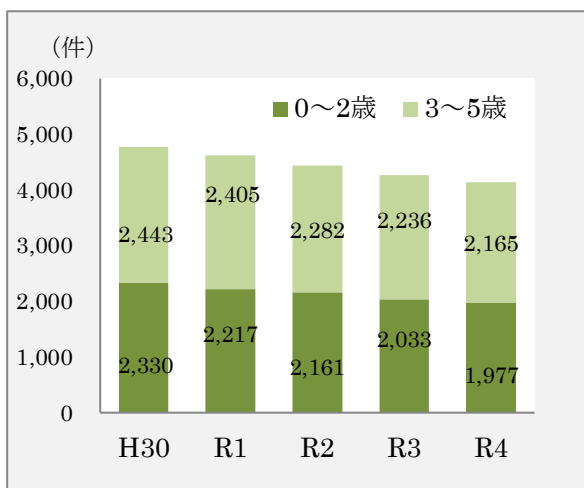
[出典：伊勢原市学校施設個別施設計画]

(2) 就学前児童の現状

本市の0～5歳児の人口も減少傾向にあり、平成30(2018)年の4,773人と比べ、令和4(2022)年は、約13%減少の4,142人となっています。

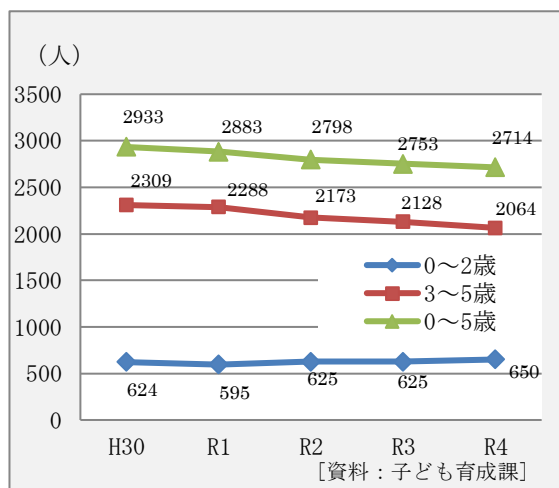
幼稚園、認定こども園等の在籍状況は、3～5歳児はやや減少傾向にあるものの、0～2歳児は横ばい傾向です。

【0～5歳児の推移】



[出典：住民基本台帳人口（各年4月1日）]

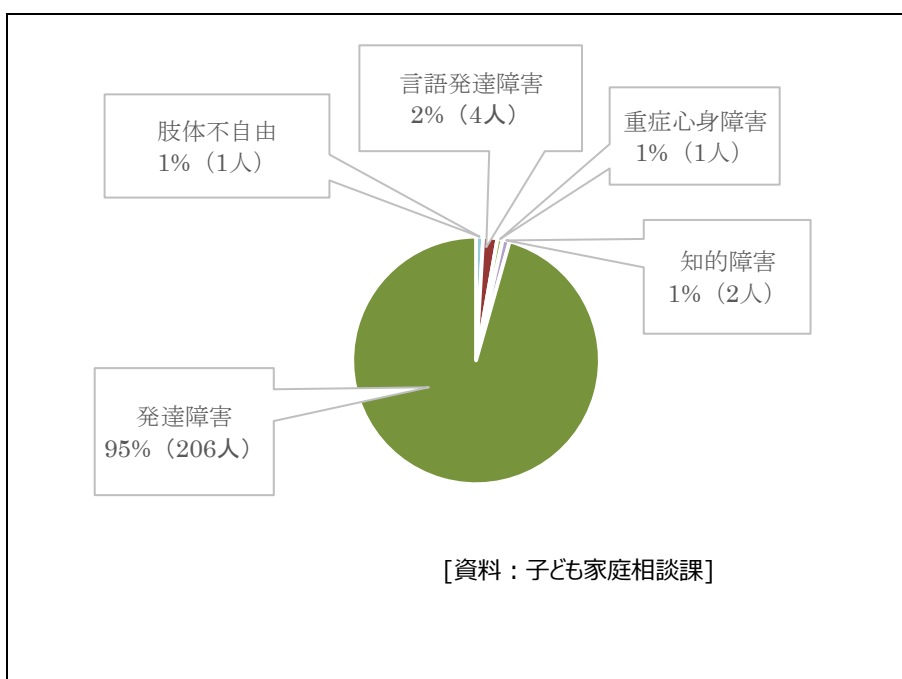
【就学前児童の認定こども園等在籍状況】



※在籍施設：幼稚園、認定こども園、保育所等

発達に関する相談は増加傾向にあり、令和3(2021)年度の就学前児童の相談内容は、発達障害に関する相談が、全体の95%を占めています。

【令和3年度 発達相談種別割合等】



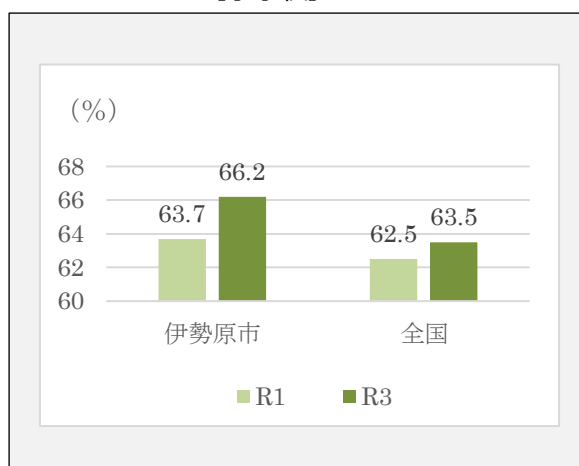
(3) 学力・学習状況

「令和3年度全国学力・学習状況調査」(小学校6年生、中学校3年生を対象)の教科に関する調査(国語・算数、数学)では、小中学校ともに、全国及び神奈川県と比較して、正答数・正答率に大きな差はみられませんでした。

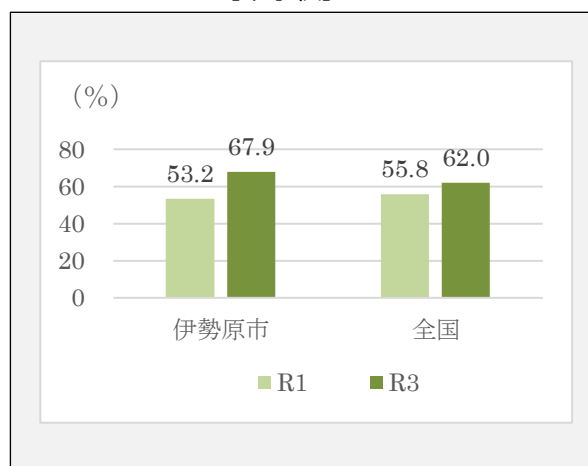
「主体的・対話的で深い学び」の視点では、「自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表している」と回答している児童生徒の割合は、概ね全国を上回っています。

Q「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表していたと思いますか」

【小学校】



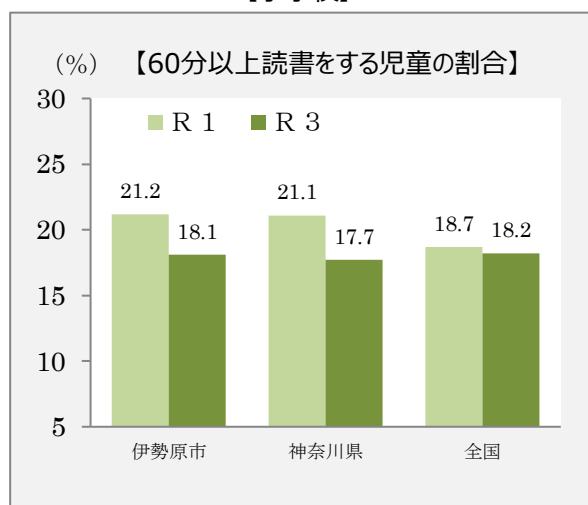
【中学校】



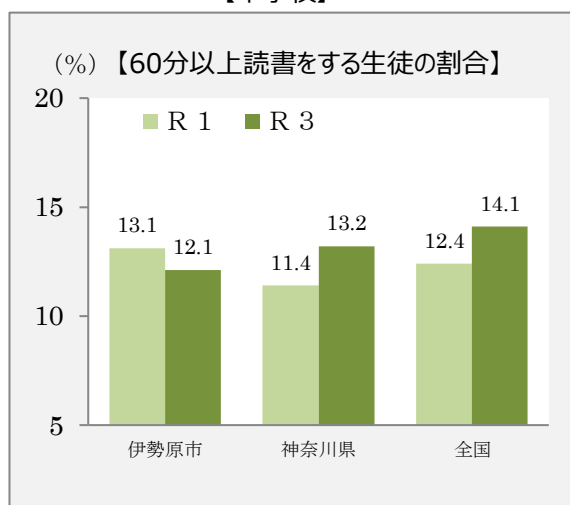
[出典：令和3年度全国学力・学習状況調査の伊勢原市結果の分析について]

また、「読書時間」については、令和元(2019)年度と令和3(2021)年度の結果を比較すると、小中学校ともに減少しています。

【小学校】



【中学校】



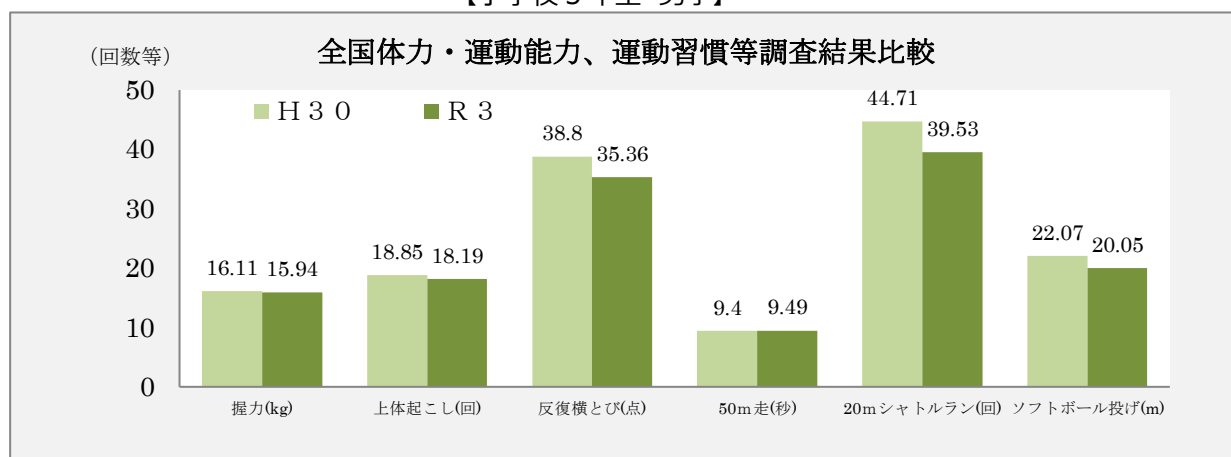
[出典：令和元年度及び令和3年度全国学力・学習状況調査の伊勢原市結果の分析について]

(4) 児童生徒の体力・運動、食育

新型コロナウイルス感染症の影響により、運動やスポーツをする機会が減少しました。

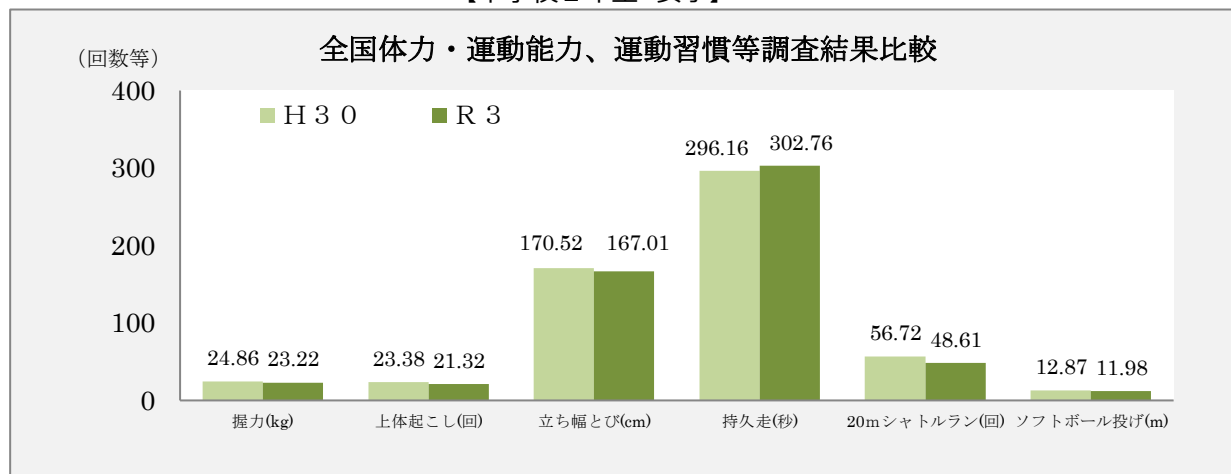
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学校5年生、中学校2年生を対象）」の結果を、平成30(2018)年度と令和3(2021)年度で比較すると、下記の調査項目においては低下が見られます。

【小学校5年生 男子】



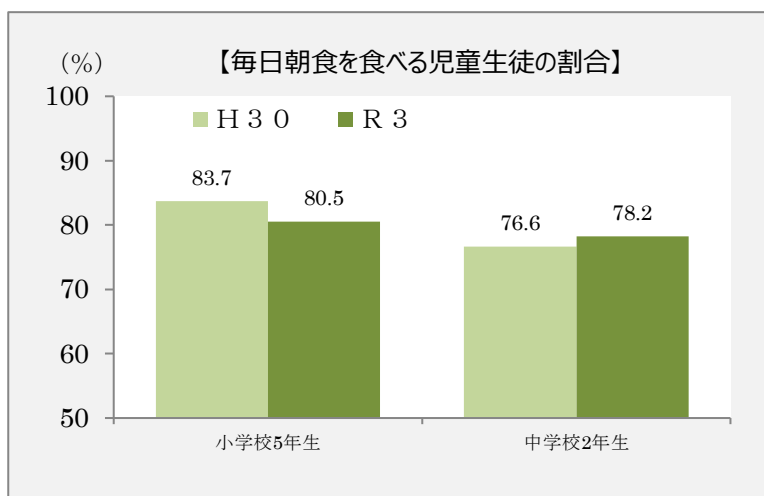
[出典：平成30年度及び令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の伊勢原市結果の分析について]

【中学校2年生 女子】



[出典：平成30年度及び令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の伊勢原市結果の分析について]

また、「朝食を毎日食べる児童生徒の割合」は、平成 30(2018)年度と令和 3(2022)年度で結果を比較すると、小学校は減少、中学校はほぼ横ばいでした。



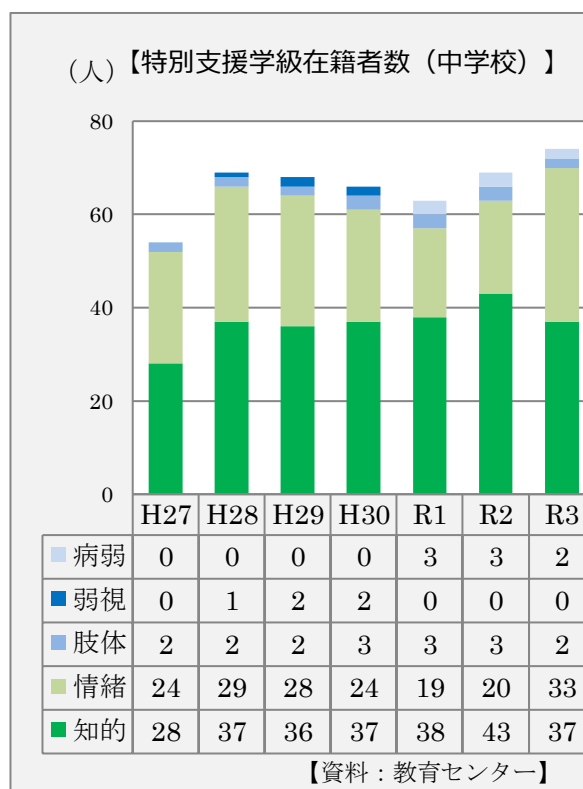
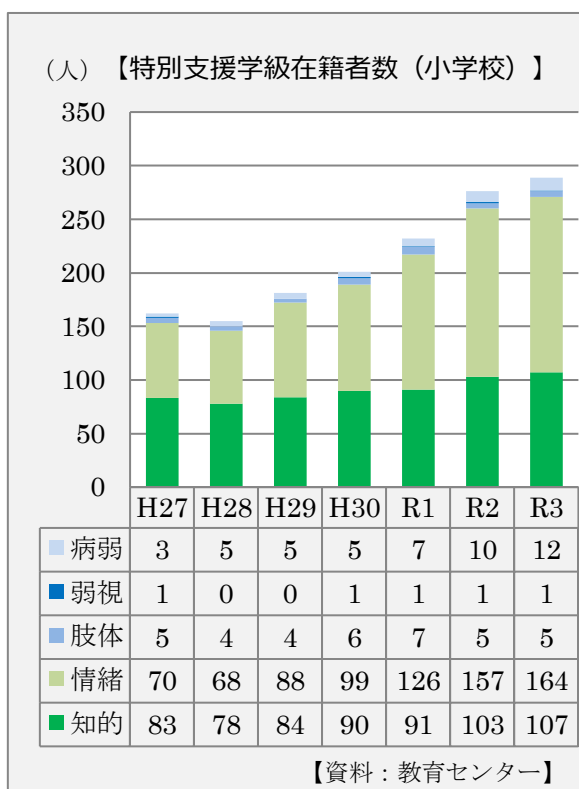
[出典：平成 30 年度及び令和 3 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の伊勢原市結果の分析について]

(5) 支援教育の現状

市内の児童生徒数は減少する一方で、特別な支援を必要とする児童生徒数は増加傾向にあります。支援教育には、特別支援、通級指導教室、教育相談、日本語指導等があり、必要とする支援も様々です。

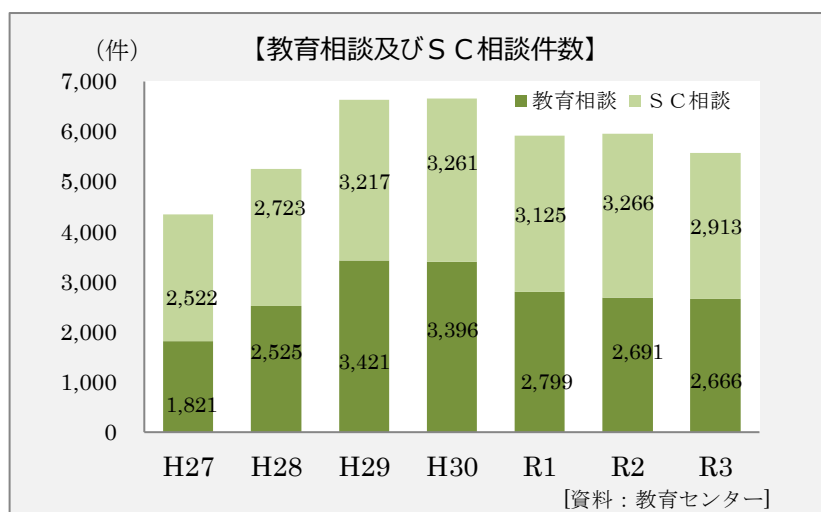
①特別支援

小・中学校ともに、特別支援学級の在籍者数は増加しています。各学校では、児童生徒に応じて特別支援学級での支援とともに、交流級等での支援も行っています。



②教育相談

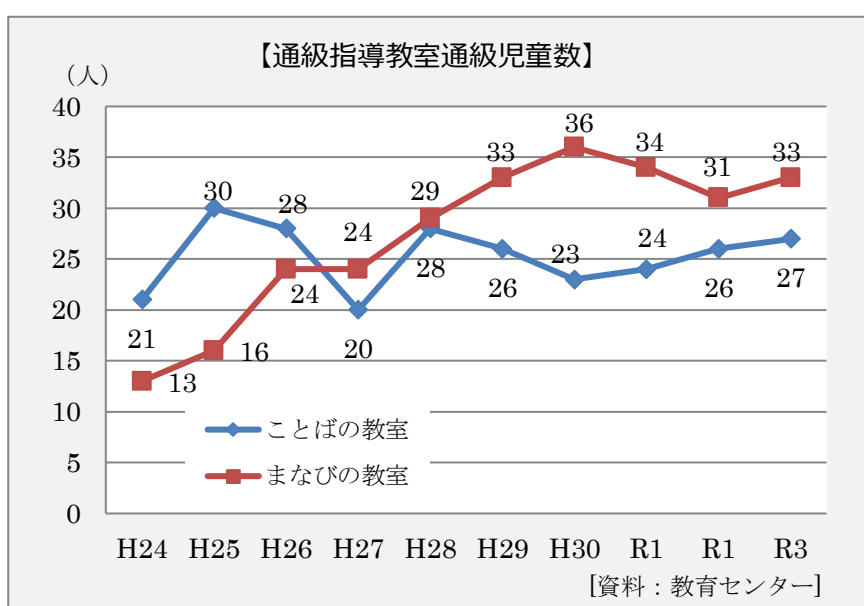
児童生徒や保護者、教職員が抱える様々な課題に対し、公認心理師・臨床心理士をはじめとする専門性を有する教育相談員やスクールカウンセラー（ＳＣ）等による相談体制を整え、問題解決に向けた支援を行っています。相談件数は、横ばい傾向です。



③通級指導教室

小学校の通常の学級に在籍している児童の中で、集団への適応や言葉の発達に課題のある児童に対し、必要な支援を行っています。

通級指導を受けている児童数は、ことばの教室・まなびの教室とも平成２９(２０１７)年度以降は横ばい傾向です。



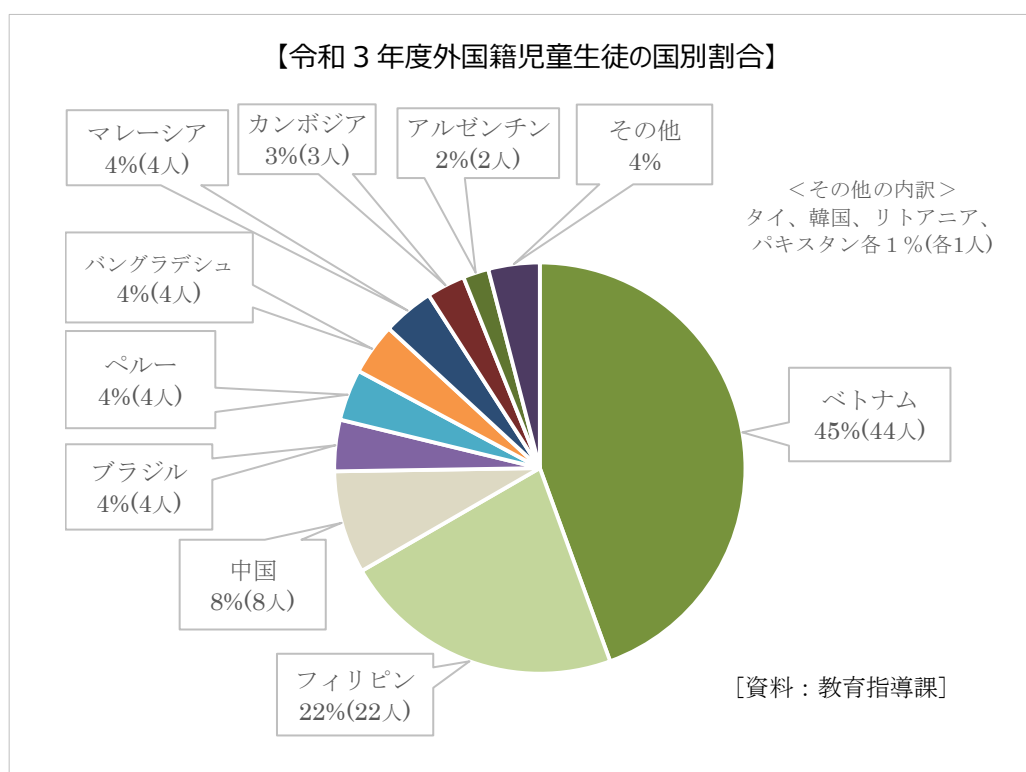
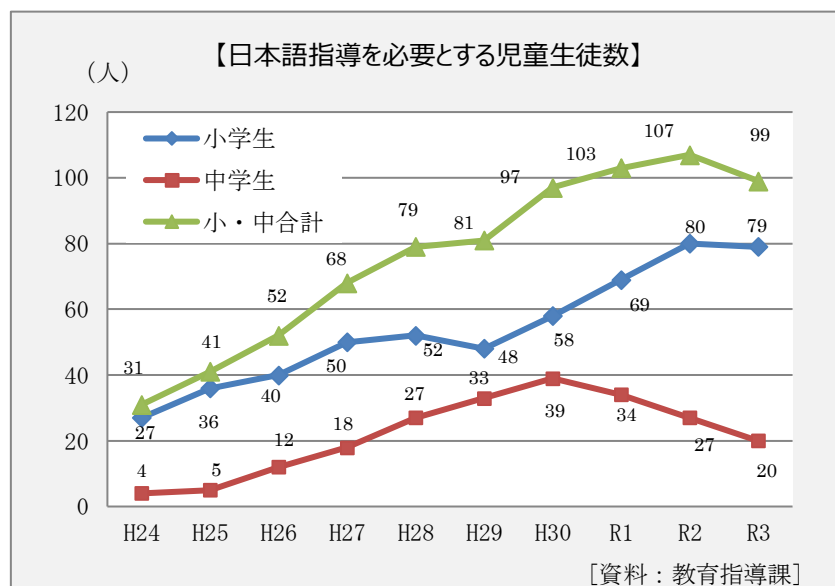
【参考】

- ことばの教室：言葉の理解や表現、発音等が苦手な児童を対象
- まなびの教室：集団行動やコミュニケーションが苦手な児童を対象

④日本語指導

外国につながりがあり、日本語の指導を必要とする児童生徒数に対し、小中学校へ日本語指導協力者を派遣するなど、日本語指導や学習支援等を行っています。

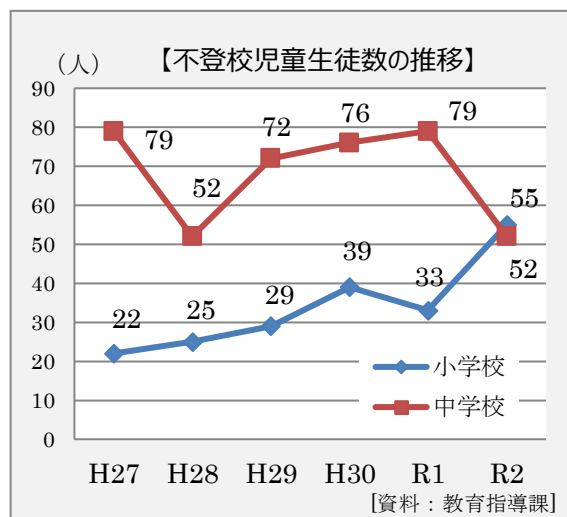
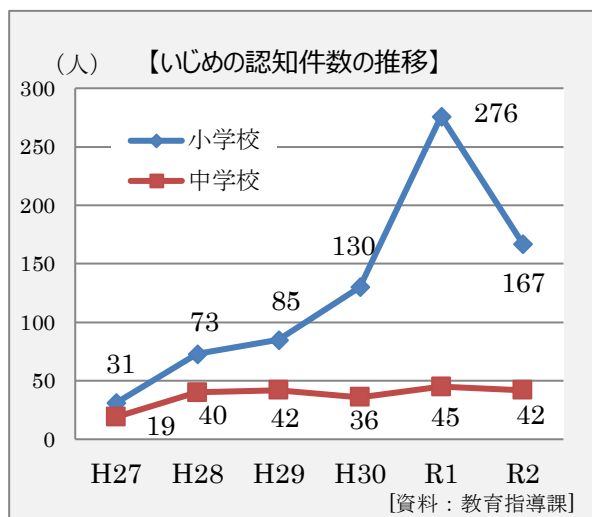
支援が必要な児童生徒は増加傾向にあり、取り扱う言語も多様化しています。



(6) いじめ・不登校の状況

いじめの認知件数は、平成27(2015)年度までほぼ横ばいであったものの、平成28(2016)年度から増加傾向となっています。これは、学校が年間を通じて複数回のアンケート調査を実施するとともに、教職員が児童生徒の様子を丁寧に観察するなど、児童生徒が声を上げやすい環境や、いじめは許さないという雰囲気づくりに努め、いじめの早期発見・早期対応に取り組んでいることが要因と考えられます。

不登校児童生徒数は、小中学校全体としては、ほぼ横ばいで推移しています。



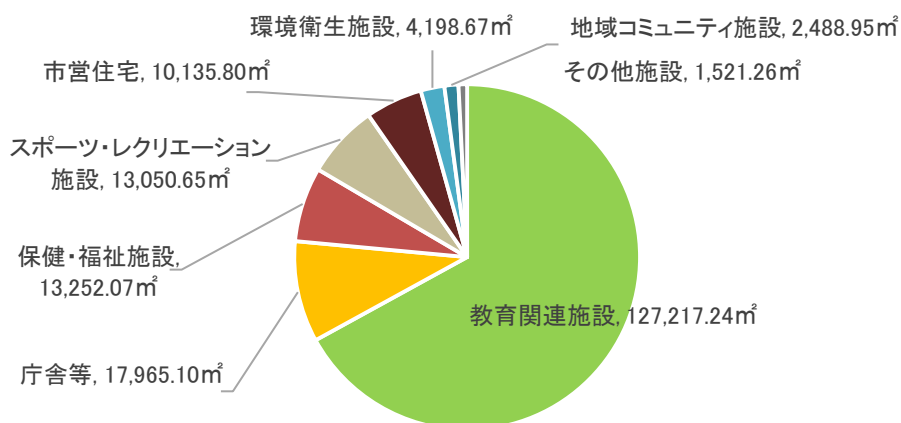
(7) 教育施設の老朽化対策

本市の公共施設保有量(=本市が有する公共施設の延べ床面積の合計)は、令和4(2022)年4月現在、約18.9万㎡です。このうち教育に関するものは、学校教育・社会教育を合わせて、全体の67%を占めています。

学校施設は、整備のピークが昭和49(1974)年から昭和59(1984)年に集中しており、8割以上の建物が建築から30年以上を経過しています。また、公民館施設の8割以上と、図書館・子ども科学館も建築から30年以上経過しています。

こうしたことから、教育施設の中長期的な維持管理等を見据え、令和4(2022)年3月に、学校施設、公民館、図書館・子ども科学館の施設整備に係る個別施設計画を策定しました。

【公共施設の用途別保有状況】



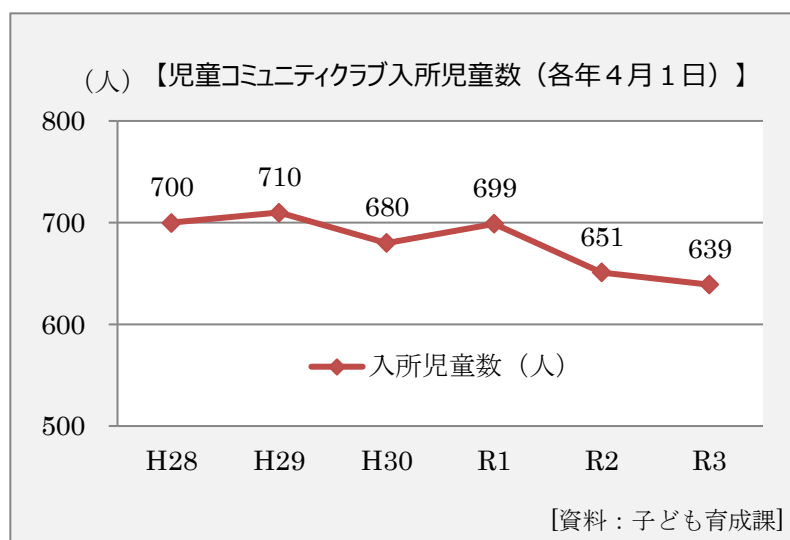
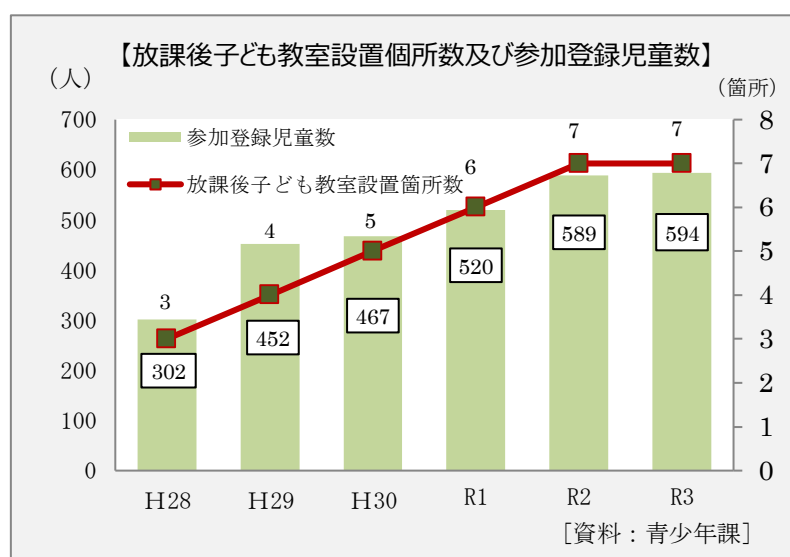
【出典：伊勢原市公共施設等総合管理計画】

(8) 子どもの居場所づくり

保護者の就労等により、放課後や長期休業期間中に保護者が留守となる小学生を対象とした「児童コミュニティクラブ」の運営や、小学生の放課後における安全・安心な活動拠点となる「放課後子ども教室（愛称：いせはら未来っ子クラブ）」を運営することで、子どもの居場所づくりの充実に努めています。

放課後子ども教室は、令和2(2020)年度に7教室目が開設され、登録児童数も増加傾向にあります。

児童コミュニティクラブの入所児童数は、横ばい傾向です。

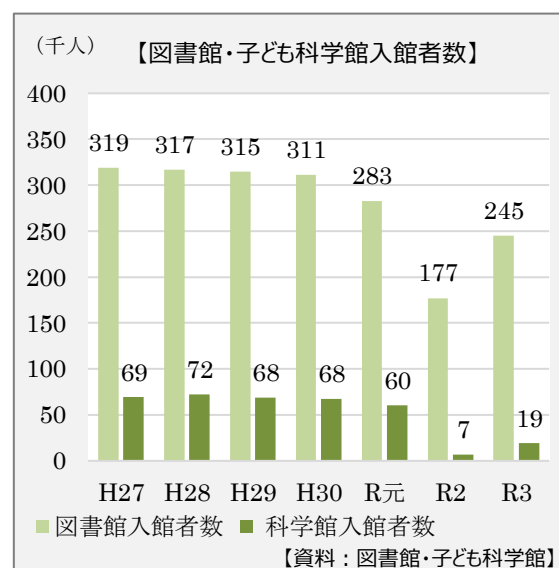
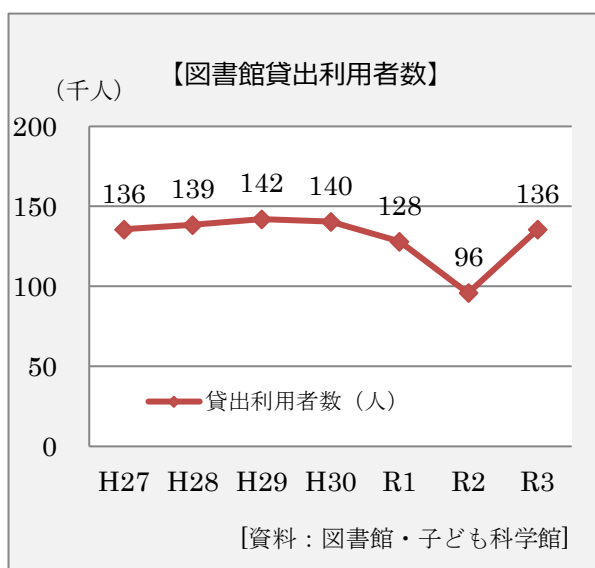
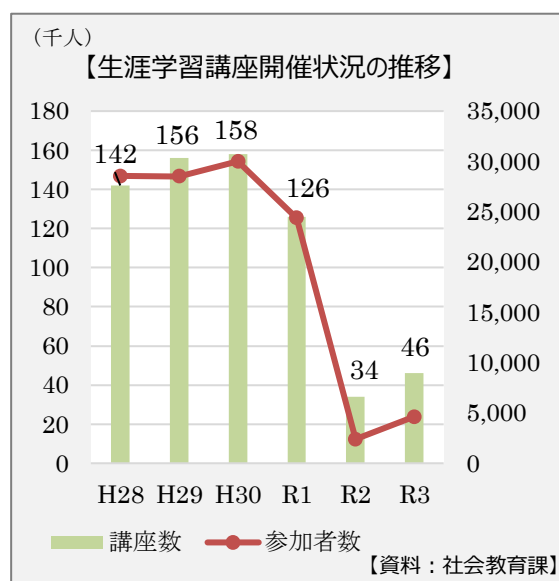
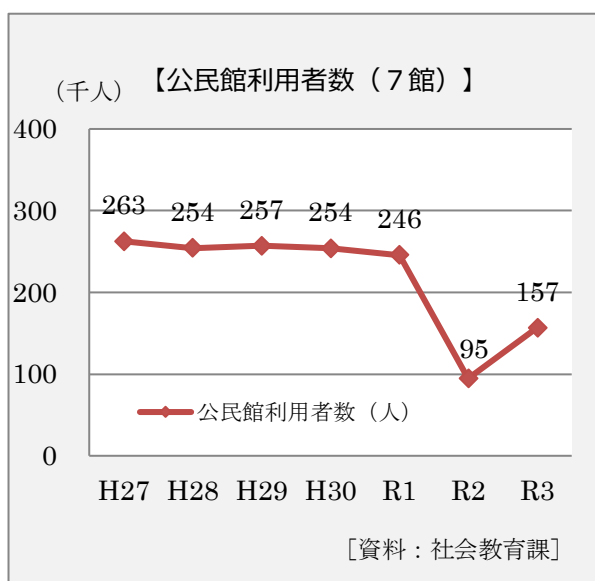


(9) 社会教育・生涯学習

公民館や図書館・子ども科学館では、サークル活動の支援や各種講座の実施、また生涯学習に係るボランティアの育成等、市民の学習機会の充実に取り組んでいます。

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民の活動スペース等の利用中止や利用時間の短縮等、生涯学習施設の利用を制限したことから、公民館や図書館・子ども科学館の利用者数等が大きく減少しました。

こうした中、公民館ではWEB講座や文化芸術イベントのオンライン配信を行い、図書館では令和3(2021)年10月に「電子図書館」を開設するなど、「新しい生活様式」に沿った新たな事業展開で、市民の学びをサポートしています。



(10) 文化財の保護

本市には国・県・市指定文化財が65件、国・市登録文化財が14件所在しています。

こうした貴重な文化財を後世に継承し、まちづくりに生かしていくため、令和3(2021)年度に文化庁長官の認定を受けた「伊勢原市文化財保存活用地域計画」を作成し、文化財の調査、保存、活用、人材育成等の取組を進めています。

①調査・保存

文化財の調査にあたっては、行政と大学等の研究機関、さらに市民団体と連携し、国や県の補助制度を活用しながら進めています。

また、文化財保護条例等の規定を整備することで、文化財の指定や登録制度を積極的に運用し、文化財の保存に努めています。

【市域の指定・登録文化財の件数】

類 型			国指定	県指定	市指定	国登録	市登録	合 計
有形文化財	建造物	建築	2	—	5	7	—	14
		土木構造物	—	—	—	3	—	3
	美術工芸品	絵画	—	1	3	—	—	4
		彫刻	8	2	7	—	—	17
		工芸品	1	4	—	—	—	5
		古文書	—	—	2	—	—	2
		考古資料	—	—	4	—	—	4
		歴史資料	—	—	—	—	1	1
		音楽	(1)	—	—	—	—	(1)
民俗文化財	有形		—	2	2	—	1	5
	無形	民俗芸能	—	1	1	—	1	3
		風俗慣習	—	—	—	—	1	1
		民俗技術	—	—	1	—	—	1
記念物	遺跡		1	—	11	—	—	12
	名勝地		—	—	2	—	—	2
	植物		—	4	1	—	—	5
伝統的建造物群			—	—	—	—	—	0
文化的景観			—	—	—	—	—	0
計			12	14	39	10	4	79

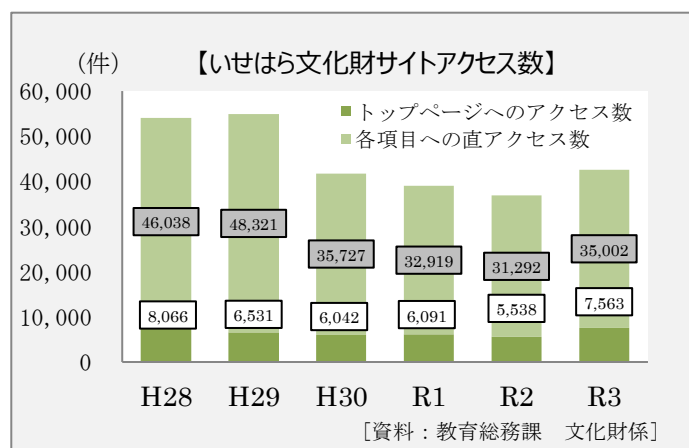
※無形文化財の(1)は、長唄の団体構成員としての指定のため、件数には含めていない

[出典：伊勢原市文化財保存活用地域計画【概要版】より]

伊勢原の歴史や文化財に関する情報を広く発信するため、市のホームページに「いせはら文化財サイト」を開設しています。

このサイトでは、歴史・文化財の紹介とともに、イベント情報や文化財散策ルート、民俗行事等の映像を掲載する等、コンテンツの充実に努めています。

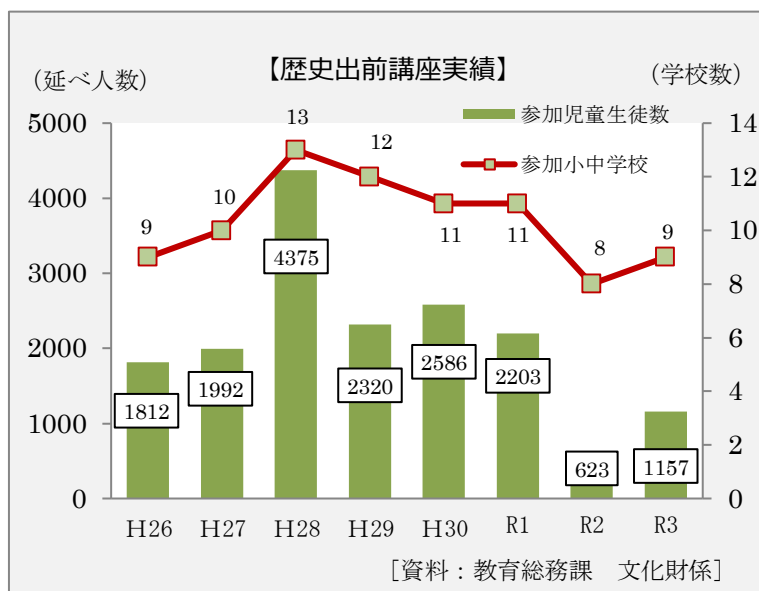
いせはら文化財サイトのアクセス数は、横ばい傾向です。



②活用・人材育成

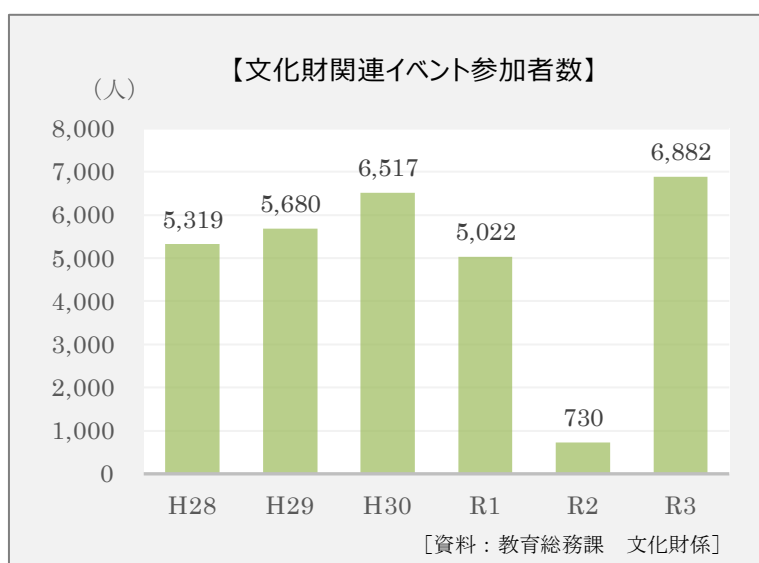
児童生徒に対して、地域の歴史や文化財に対する理解と関心を促し、郷土愛をはぐくむことを目的に、小中学校へ文化財の担当職員等を派遣して歴史等の出前講座を行っています。

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で参加者は減少しました。



文化財を活用した講座、展示会、見学会、ウォーク等のイベント運営にあたり、こうした取組を推進する「担い手」を育成し、市民の力で文化財を護り育てるという意識を醸成するため、「いせはら歴史解説アドバイザー養成講座」を行っています。

文化財関連イベントの参加者数についても、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で減少しました。



<参考>

第2期教育振興基本計画期間における主な取組

施行年	本市の取組
平成 30(2018)年	伊勢原市教育大綱の改定
//	第2次子ども読書活動推進指針の策定
//	いじめ防止基本方針の改定
平成 31(2019)年	大田公民館と大田ふれあいセンターの機能統合
令和元(2019)年	市内小中学校の普通教室・特別教室にエアコン設置
令和 2(2020)年	文化財保存活用地域計画の作成
令和 3(2021)年	小中学校1人1台タブレット端末の導入
//	中学校給食の全校実施（選択制デリバリー給食：加熱方式）
//	民間プールを活用した水泳授業の試行開始
//	電子図書館の開設
令和 4(2022)年	教育施設個別施設計画の策定
//	学校運営委員会（コミュニティ・スクール）の全校設置
//	小学校35人学級を3年生まで拡大 ※毎年1学年ずつ拡大し、令和7(2025)年度で完了

第3章 教育ビジョン（めざす教育の姿）

1 基本理念

2 めざす教育の方向性

視点1 一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えていくために

視点2 生き生きと暮らし、学びあうまちづくりのために

視点3 地域全体で歴史文化を継承していくために

1 基本理念

本市は、平成22(2010)年3月に策定した第1期伊勢原市教育振興基本計画以降、「人がつながり 未来を拓く 学びあうまち伊勢原」を基本理念に掲げ、2期13年にわたり様々な教育施策を推進してきました。

この基本理念は、本市の教育がめざす基本的な考え方を示すものであることから、教育を取り巻く環境が大きく変化する中においても、次のとおり継承することとします。

人がつながり 未来を拓く^{ひらく} 学びあうまち伊勢原

秀峰大山に抱かれた伊勢原市は、豊かな水と緑や温暖な気候など、恵まれた自然環境を享受するとともに、先人が築いた歴史文化を基盤とし、首都圏の近郊都市として発展してきました。

近年においては、新東名高速道路等の広域幹線道路や新たな産業基盤の整備が、これまでの伊勢原の姿を大きく変えようとしています。

また、人口減少・少子高齢化の進行、急速な情報通信技術の革新、グローバル化の進展、子どもの貧困などの社会経済的な課題、ライフスタイルや価値観の多様化、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大など、教育を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした大きな環境変化により、社会の在り方も刻々と変化する中で、本市の教育には、

(1) 自己肯定感を高め、互いに認め合いながら、自らの未来を切り拓いていく人づくり

(2) ふるさとに愛着と誇りをもち、地域や社会の一員として考えて行動できる人づくりが求められていると考えます。

伊勢原市教育委員会では、本市で育った子どもたちが大人になっても、伊勢原に愛着と誇りを持ち、社会の変化を前向きに受け止め、新たな価値観や行動を生み出すことができるよう、人と人とのつながりや、学校・家庭・地域の相互の連携と協働により、子どもたちの可能性を引き出しながら、一人ひとりの「生きる力」を培い、持続可能な社会の担い手として未来を切り拓いていくための資質・能力をはぐくんでいきます。

さらには、本市の恵まれた自然環境や歴史文化等の地域資産を教育活動に生かし、着実に次世代へ引き継いでいくとともに、市民が主体となった様々な学習機会やスポーツ、文化活動の活性化により、市民一人ひとりが夢や目標を持って生き生きと暮らすことができ、生涯を通じてお互いに支えあい、学びあう教育の実現をめざします。

2 めざす教育の方向性

基本理念の実現に向けて、前計画の方向性を継承し、次の3つの視点からめざす教育の方向性を定めます。

視点1 一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えていくために

幼児期における教育と子育て支援や学校教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって、社会で自立していくための基礎となる「生きる力」をはぐくみ、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支援します。

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成

義務教育終了までの期間は、人が社会的に自立していくための基礎となる力を形成する重要な時期です。

複雑で予測困難な現代社会においてこそ、将来にわたって子どもたちが大きく夢を持ち、自らが考えて創造し、互いの個性や考え方を尊重し多様性を認め合いながら、目標に向かってたくましく生きていく力をはぐくむ必要があります。

このため、幼児期における教育と子育て支援の充実を図るとともに、幼児期から小学校、小学校から中学校までの円滑な接続と連携を推進します。

また、学習指導要領が掲げる「主体的・対話的で深い学び」の視点から、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」や「学びに向かう力・人間性」など、これからの時代に求められる資質・能力を身に付ける教育を推進し、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をはぐくんでいきます。そのなかで、多様な子どもの可能性を引き出すために、様々な場面における体験を通じた学びとともに、ICTを活用した教育を推進します。

さらには、支援を必要とする子どもや不登校の状態にある子どもなど、一人ひとりの状況に配慮し、すべての子どもたちにきめ細かな支援が行き届くよう、様々な人材の活用を進めながら、必要な支援体制や支援の場の充実に努めていきます。



教育施策推進のための基盤と環境整備

社会状況の変化に伴い、学校や教員に求められる役割が拡大する中、教育活動の直接の担い手である教員の長時間勤務の実態が社会的な問題となっています。

また、日々成長する子どもの教育に携わり、子どもの可能性を伸ばす役割を担う教員には、社会状況の変化にも対応しながら、常に資質能力の向上を図ることが求められています。

このため、教員が限られた時間の中で、その専門性を発揮できる業務に専念し、質の高い教育を提供できるよう、学校における業務の役割分担・適正化等を推進するとともに、教員研修の充実を図り、指導力と資質の向上に取り組めます。

また、子どもたちを取り巻く状況が変化しても持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう、学校施設の適切な維持管理と教育環境の改善や、様々な場面を想定した安全対策等に取り組むとともに、望ましい学校規模や持続可能な学校の在り方等について検討していきます。

さらには、家庭の経済事情にかかわらず、すべての子どもたちが必要な資質・能力を身に付けることができるよう、教育機会の確保を図るための支援に取り組めます。



学校・家庭・地域と連携・協働して行う教育の推進

学校や児童生徒、さらには地域を取り巻く課題が複雑化・多様化する中、未来を担う子どもたちに必要な資質・能力や、郷土への愛着と誇りをはぐくむためには、学校・家庭・地域がそれぞれの立場から子どもの教育に関わり、相互に連携協力しながら一体となって子どもたちの成長を支えていくことが重要です。

このため、地域住民や保護者と学校が、めざすべき教育のビジョンや目標を共有し、力を合わせて学校運営に取り組むとともに、地域や大学、企業、団体等と学校が相互にパートナーとして連携・協働して、子どもたちの学びや健やかな成長を支援する環境を整えます。

また、教育の出発点である家庭教育が、子どもたちの自主性を尊重しながら、その役割を十分果たしていくことができるよう、多様な人材や関係機関が連携・協働して子育ての不安や保護者の孤立化に対応するなど、家庭の教育力の向上に向けた相談機能の強化を図り、地域全体で子どもの成長と子育て・子育てを支援していきます。

視点2 生き生きと暮らし、学びあうまちづくりのために

だれもが生き生きと暮らすことができ、生涯にわたり学び、活躍することができる環境を整備するとともに、スポーツや文化芸術活動に親しむ機会の充実に図り、一人ひとりの夢や生きがいを支援します。

「人生100年時代」を見据えた生涯学習、スポーツ、文化芸術活動の推進

少子高齢化の更なる進展とともに、「人生100年時代」の到来が予測される中、市民一人ひとりが、より豊かな人生を送るためには、生涯を通じて学び、学びの成果を適切に生かして活躍できる環境を整える必要があります。

このため、若者から高齢者まで、ライフステージに応じた学びのきっかけづくりや学び直しの機会を提供するなど、本市の地域資源等を有効に活用しながら、市民ニーズや時代の変化に即した多様な学習機会の提供等に取り組むとともに、地域社会の一員としての市民性をはぐくむ教育を推進します。

また、地域社会や地域コミュニティの維持と活性化を図るため、生涯学習の成果が地域社会に適切に還元できる仕組みづくりに取り組むとともに、地域の学びを支える担い手づくりを推進します。

さらには、市民の生涯学習や社会教育の活動拠点となる公共施設の適切な維持管理を行うほか、ICT等の新たな技術を活用しながら、安全で快適な学習環境づくりに努めます。

また、子どもから高齢者まで、すべての市民が生き生きと暮らすためのレクリエーション活動やスポーツ活動を支援するとともに、健康維持や体力づくり、仲間づくりに向け、だれもが、いつでも、どこでも、生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを市民との協働で推進します。

さらには、多様な文化芸術の鑑賞機会や文化芸術活動の発表機会を提供するなど、市民が取り組む文化芸術活動の活性化を図ります。

視点3 地域全体で歴史文化を継承していくために

伊勢原の豊かな自然にはぐくまれた歴史文化を地域で保護、活用することにより、適切に継承していくとともに、その魅力を広く発信し、地域づくりに生かしていきます。



歴史文化の継承とまちづくりへの活用

伊勢原には、豊かな自然と長い歴史とともに、先人から受け継いだ価値の高い文化財が数多く伝えられています。これらは私たち市民の誇りであり、貴重な地域資産となっています。

人口減少、少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、文化財の滅失・散逸等の防止が全国的な課題となる中、その着実な継承を図るためには、歴史文化をまちづくりに生かしながら、継承の担い手を確保するなど、地域ぐるみで適切に保存し、活用していくことが必要です。

このため、令和3(2021)年に文化庁長官の認定を受けた「伊勢原市文化財保存活用地域計画」に基づき、市内の文化財についての継続的な調査や所有者と連携した適切な維持管理と保存、本市の歴史文化の魅力的、効果的な情報発信や公開活用、さらには文化財に携わる人材の育成等により、様々な人がその魅力に触れる機会の充実を図りながら、本市の歴史文化を後世にしっかりと引き継いでいきます。

また、子どもから高齢者まで、多くの人が気軽に歴史文化に親しむことができる環境整備に向けた検討を進め、本市の歴史文化に対する理解を深めるとともに、観光関連団体等と連携し、平成28(2016)年に文部科学大臣の認定を受けた日本遺産「大山詣り」の取組をいっそう推進するなど、歴史文化の多角的な活用を図り、地域の活性化につなげていきます。

第4章 施策の展開

1 施策体系

■目標1 夢と希望を持ち、可能性に挑戦する力の育成

めざす姿		質の高い教育の提供に向けたきめ細かな指導や、一人ひとりの状況に応じた支援により、子どもたちの「生きる力」がはぐくまれています。	
施 策			
施策名		施策の取組方針	
1	確かな学力の育成	(1)	幼児教育の充実
		(2)	個別最適な学びの推進
		(3)	社会環境の変化に対応した教育の推進
2	豊かな心の育成	(1)	読書活動の充実
		(2)	豊かな心を養う体験活動及び人権教育の啓発推進
3	健やかな体の育成	(1)	児童生徒の健康づくりと体力向上の促進
		(2)	食育の推進
4	多様なニーズに応じた支援体制の充実	(1)	幼児期のインクルーシブ教育の推進
		(2)	教育相談の充実
		(3)	一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育の推進
		(4)	いじめ・不登校対策の充実

■目標2 児童生徒の成長と学びを支える環境の整備

めざす姿	安全・安心で快適な教育環境が整い、子どもたちが健やかに成長し、学校生活を送っています。		
施 策			
施策名		施策の取組方針	
5	持続可能な指導体制の整備	(1)	教職員の人材育成の強化
		(2)	学校における職場環境の整備
6	安全・快適な教育環境の整備	(1)	学校施設の計画的な改修の推進
		(2)	人口減少等の将来を見据えた教育環境の整備
		(3)	児童生徒の安全・衛生対策の推進
7	教育機会の保障と支援	(1)	幼児教育に対する経済的支援の推進
		(2)	入学・就学支援の推進

■目標 3 地域全体で取り組む教育力の向上

めざす姿		学校と地域の多様な連携のもと、子どもたちのふるさと伊勢原への愛着と誇りをはぐくみ、地域全体で家庭教育を支えています。	
施 策			
施策名		施策の取組方針	
8	学校と地域の連携・協働の推進	(1)	地域と連携・協働した学校づくりの推進
		(2)	子ども・若者の健全育成と居場所づくりの推進
9	家庭教育支援の推進	(1)	関係機関や地域と連携した家庭教育支援の推進
		(2)	家庭教育に関する学習機会の充実

■目標 4 生涯学び、活躍できる環境整備とスポーツの推進

めざす姿	生涯を通じて学び、学びの成果を生かし活躍できる環境が整い、市民一人ひとりが生きがいを感じて暮らしています。		
施 策			
施策名		施策の取組方針	
10	生涯学習活動の推進	(1)	生涯学習を支える環境づくり
		(2)	公民館を拠点にした学習機会の充実
		(3)	図書館・子ども科学館における生涯学習の推進
11	学びを支える社会教育施設の整備	(1)	公民館の計画的な施設改修の推進
		(2)	図書館・子ども科学館の計画的な施設改修の推進
12	文化芸術・スポーツ活動の推進	(1)	文化・芸術活動の推進
		(2)	スポーツ活動の推進

■目標 5 次世代につなぐ、文化財保護の推進

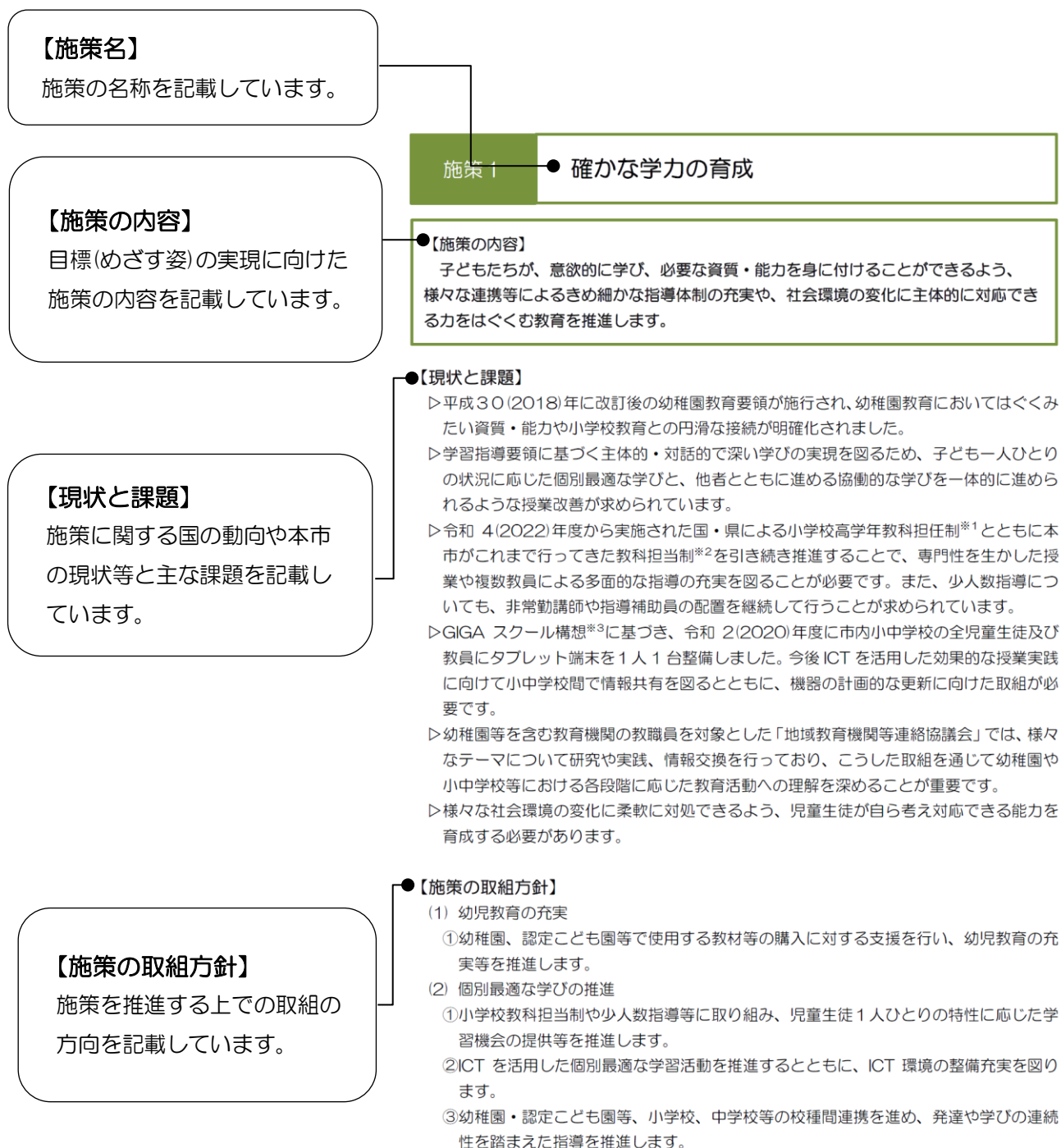
めざす姿	文化財の適正な保存と活用により、その継承が図られ、市民と価値や魅力を共有しながら、まちづくりに生かしています。		
施 策			
施策名		施策の取組方針	
13	歴史文化の調査・保存・活用と人材育成	(1)	調査・研究と保存の推進
		(2)	情報発信と活用、人材育成の推進

※施策体系と教育ビジョンとの関係

本計画の施策体系は、教育ビジョンで示した3つの視点に沿って整理しています。施策体系の目標1から3までの施策は視点1に、目標4の施策は視点2に、目標5の施策は視点3にそれぞれ対応しています。

2 個別施策

(1) 施策の構成と見方



(3) 社会環境の変化に対応した教育の推進

- ①小中学校へのALT^{※4}の配置等により、児童生徒の外国語でのコミュニケーション能力の育成や国際理解教育を推進します。
- ②児童生徒が情報手段を適切に活用し、主体的に情報化社会に参画する力を育むため、情報モラル教育を推進します。
- ③自然災害への備えや対応などへの理解促進を図るため、防災教育を推進するなど、社会環境の変化に対応した教育を推進します。

【指標】

指標名	指標の定義等	現状値	目標値 (R9)
私立幼稚園教材費等助成事業補助金の交付割合	幼稚園等の教材教具購入等に対する補助金申請に係る交付割合	100% (R3)	100%
小学校指導補助員の配置人数	小学校へ配置する指導補助員の人数	13人 (R4)	19人
スマートフォン等の使用について、家の人との約束を守っている児童生徒の割合	「全国学力・学習状況調査」 ^{※5} における児童生徒の回答値 (小中学校の平均値)	73% (R4)	76%

【対応するSDGs】



【関連する個別計画等】

○伊勢原市子ども・子育て支援事業計画

※1 教科担任制：高学年において、教科指導を行うことにより、専門性の高い教科指導を行い、義務教育9年間を見通した質の高い教育の実現を図る国・県の事業。

※2 教科担当制：学校全体で授業交換等を行うことにより、専門性の高い教科指導を行うとともに、複数教員による児童理解・指導を図る本市独自の事業。

※3 GIGAスクール構想：児童生徒に1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク(校内LAN)を一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化された学びの実現をめざす取組。

※4 ALT：児童生徒の実践的な外国語教育を支援する、外国語が母語である外国語指導助手。

※5 全国学力・学習状況調査：義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、指導の充実や学習状況の改善に役立てるために文部科学省が実施している調査。

【指標】

施策の取組方針ごとに指標を設定し、記載しています。

※具体的な目標値を示すことが困難な場合は、矢印でめざす方向を示しています。
※成果を数値化することが困難な場合は、活動指標で表しています。

【対応するSDGs】

施策の推進により、達成に寄与するSDGsのゴールを記載しています。

【関連する個別計画等】

施策に関連する個別計画や指針等を記載しています。

【用語の説明】

専門的な用語には説明を記載しています。

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）と本計画との関連
ーSDGs の実現に向けてー

SDGs は 17 の目標で構成され「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすものです。本計画においても、施策と SDGs の目標との関係を明確にしながら、SDGs の実現に向け施策を総合的に推進していきます。



【出典：国際連合広報センター】

(3) 分野別の施策

目標 1 夢と希望を持ち、可能性に挑戦する力の育成

<めざす姿>

質の高い教育の提供に向けたきめ細かな指導や、一人ひとりの状況に応じた支援により、子どもたちの「生きる力」がはぐくまれています。

施策名		施策の取組方針	
1	確かな学力の育成	(1)	幼児教育の充実
		(2)	個別最適な学びの推進
		(3)	社会環境の変化に対応した教育の推進
2	豊かな心の育成	(1)	読書活動の充実
		(2)	豊かな心を養う体験活動及び人権教育の啓発推進
3	健やかな体の育成	(1)	児童生徒の健康づくりと体力向上の促進
		(2)	食育の推進
4	多様なニーズに応じた支援体制の充実	(1)	幼児期のインクルーシブ教育の推進
		(2)	教育相談の充実
		(3)	一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育の推進
		(4)	いじめ・不登校対策の充実

施策 1

確かな学力の育成

【施策の内容】

子どもたちが、意欲的に学び、必要な資質・能力を身に付けることができるよう、様々な連携等によるきめ細かな指導体制の充実や、社会環境の変化に主体的に対応できる力をはぐくむ教育を推進します。

【現状と課題】

- ▷平成30(2018)年に改訂後の幼稚園教育要領が施行され、幼稚園教育においてはぐくみたい資質・能力や小学校教育との円滑な接続が明確化されました。
- ▷学習指導要領に基づく主体的・対話的で深い学びの実現を図るため、子ども一人ひとりの状況に応じた個別最適な学びと、他者とともに進める協働的な学びを一体的に進められるような授業改善が求められています。
- ▷令和 4(2022)年度から実施された国・県による小学校高学年教科担任制^{※1}とともに本市がこれまで行ってきた教科担当制^{※2}を引き続き推進することで、専門性を生かした授業や複数教員による多面的な指導の充実を図ることが必要です。また、少人数指導についても、非常勤講師や指導補助員の配置を継続して行うことが求められています。
- ▷GIGA スクール構想^{※3}に基づき、令和 2(2020)年度に市内小中学校の全児童生徒及び教員にタブレット端末を1人1台整備しました。今後ICTを活用した効果的な授業実践に向けて小中学校間で情報共有を図るとともに、機器の計画的な更新に向けた取組が必要です。
- ▷幼稚園等を含む教育機関の教職員を対象とした「地域教育機関等連絡協議会」では、様々なテーマについて研究や実践、情報交換を行っており、こうした取組を通じて幼稚園や小中学校等における各段階に応じた教育活動への理解を深めることが重要です。
- ▷様々な社会環境の変化に柔軟に対処できるよう、児童生徒が自ら考え対応できる能力を育成する必要があります。

【施策の取組方針】

(1) 幼児教育の充実

- ①幼稚園、認定こども園等で使用する教材等の購入に対する支援を行い、幼児教育の充実等を推進します。

(2) 個別最適な学びの推進

- ①小学校教科担当制や少人数指導等に取り組み、児童生徒1人ひとりの特性に応じた学習機会の提供等を推進します。
- ②ICTを活用した個別最適な学習活動を推進するとともに、ICT環境の整備充実を図ります。
- ③幼稚園・認定こども園等、小学校、中学校等の校種間連携を進め、発達や学びの連続性を踏まえた指導を推進します。

(3) 社会環境の変化に対応した教育の推進

- ①小中学校へのALT※⁴の配置等により、児童生徒の外国語でのコミュニケーション能力の育成や国際理解教育を推進します。
- ②児童生徒が情報手段を適切に活用し、主体的に情報化社会に参画する力をはぐくむため、情報モラル教育を推進します。
- ③自然災害への備えや対応などへの理解促進を図るため、防災教育を推進するなど、社会環境の変化に対応した教育を推進します。

【指標】

指標名	指標の定義等	現状値	目標値 (R9)
私立幼稚園教材費等助成事業 補助金の交付割合	幼稚園等の教材教具購入等に対する補助金申請に係る交付割合	100% (R3)	100%
小学校指導補助員の配置人数	小学校へ配置する指導補助員の人数	13人 (R4)	19人
スマートフォン等の使用について、家の人との約束を守っている児童生徒の割合	「全国学力・学習状況調査」※ ⁵ における児童生徒の回答値 (小中学校の平均値)	73% (R4)	76%

【対応するSDGs】



【関連する個別計画等】

○伊勢原市子ども・子育て支援事業計画

※1 教科担任制：高学年において、専科指導を行うことにより専門性の高い教科指導を行い、義務教育9年間を見通した質の高い教育の実現を図る国・県の制度。

※2 教科担当制：学校全体で授業交換等を行うことにより専門性の高い教科指導を行うとともに、複数教員による児童理解・指導を図る本市独自の制度。

※3 GIGAスクール構想：児童生徒に1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク(校内LAN)を一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化された学びの実現をめざす取組。

※4 ALT：児童生徒の実践的な外国語教育を支援する、外国語が母語である外国語指導助手。

※5 全国学力・学習状況調査：義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、指導の充実や学習状況の改善に役立てるために文部科学省が実施している調査。

施策2

豊かな心の育成

【施策の内容】

子どもたちの豊かな人間性と社会性をはぐくむため、学校における読書活動の充実を図るとともに、地域資源等を活用した様々な体験活動や児童生徒の発達に応じた人権教育を推進します。

【現状と課題】

- ▷学習指導要領では、学校図書館の機能である、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」機能や、自発的・主体的・協同的な学習活動を支援する等の「学習センター」機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応した情報収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」機能の利活用により、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが大切としています。
- ▷学校図書館の機能を有効に活用するためには、図書館資料のデータベース化とともに、平成28(2016)年の学校図書館法の改正により配置が努力義務とされた、学校図書館への学校司書の配置を図る必要があります。
- ▷児童生徒の地域の歴史や文化財に対する関心と理解を深め、郷土愛をはぐくむため、本市では市内の小中学校へ文化財担当職員や歴史解説アドバイザー等を派遣して、文化財を活用した歴史等の出前講座等を行っています。
- ▷子ども科学館では、館内の活動にとどまらず、幼稚園や小中学校等へ職員を派遣し、工作や実験教室、サイエンスショーを実施しています。子どもたちに理科の楽しさを伝え、自由な発想をはぐくむため、今後も継続して取り組む必要があります。
- ▷小中学校では、人権教育を通じて個人の価値を尊重し、多様性の認識共有等をはぐくむ取組を進めています。

【施策の取組方針】

(1) 読書活動の充実

- ①学校図書館のデータベース化や専門的な知識に基づく図書・資料の整理、充実を図り、児童生徒の読書活動を促進します。

(2) 豊かな心を養う体験活動及び人権教育の啓発推進

- ①本市の文化財等を活用した授業やサイエンスショー等の体験学習を通して、児童生徒に郷土愛のはぐくみや豊かな発想を促す教育を推進します。
- ②教育活動を通して児童生徒が様々な人権課題を学ぶ機会を設け、お互いを尊重し多様性を認めあう、人権教育を推進します。

【指標】

指標名	指標の定義等	現状値	目標値 (R9)
普段全く読書をしない児童生徒の割合	「全国学力・学習状況調査」における児童生徒の回答値 (小中学校の平均値)	33.2% (R4)	28%
人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合	「全国学力・学習状況調査」における児童生徒の回答値 (小中学校の平均値)	94.5% (R4)	95%

【対応するSDGs】



【関連する個別計画等】

—

施策3

健やかな体の育成

【施策の内容】

児童生徒が心身ともに健やかに成長していくことができるよう、健康の保持増進と一人ひとりに応じた体力の向上、及び食育の充実を図ります。

【現状と課題】

- ▷児童生徒の健康及び体力の維持・向上を図るため、全小中学校で定期健康診断を実施し、必要に応じて精密検査を促すなどの疾病予防を行っています。
- ▷また、「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」に基づく体力テストを行い、その結果を分析・検証し、学校での指導に生かしています。適切な保健指導や体育・健康等に関する指導の改善を図るため、今後も継続して児童生徒の健康や体力の状況等を把握する必要があります。
- ▷学校給食には可能な限り地場産野菜を取り入れ、安心安全な食材を選定しています。また、学校給食を生きた教材として活用し、食育を推進しています。さらに食育効果を高めるため、中学生を対象とした思春期栄養改善事業^{※1}を実施し、食育の推進とともに生徒の健康増進につなげています。

【施策の取組方針】

(1) 児童生徒の健康づくりと体力向上の促進

- ①児童生徒の健康状態や身体の成長、体力、運動能力等の定期的な把握、さらには授業における適正な運動量の確保等により、児童生徒の健康づくりと運動習慣の定着、及び運動能力の維持・向上を図ります。

(2) 食育の推進

- ①学校給食への地場産野菜の活用により地域の農産物への興味を促すなど、地域の特色を取り入れた食育を推進するとともに、栄養教諭等による食に関する専門的な指導等により、児童生徒の食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図ります。

【指標】

指標名	指標の定義等	現状値	目標値 (R9)
運動が好きと感じている 児童生徒の割合	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」※ ² における児童生徒の回答値（小中学校の平均値）	85% (R3)	90%
小学校給食における地場 産野菜の使用回数	小学校給食で1年間に地場産 野菜を使用する回数	102回 (R3)	110回

【対応するSDGs】



【関連する個別計画等】

○伊勢原市食育推進計画

※1 思春期栄養改善事業：中学生を対象に、栄養教諭や栄養士による食に関する学習と骨密度測定を実施する事業。

※2 全国体力・運動能力、運動習慣等調査：全国的な児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣等を把握・分析し、学校での体育・保健体育の授業等の充実・改善に役立てるためにスポーツ庁が実施している調査。

施策4

多様なニーズに応じた支援体制の充実

【施策の内容】

共生社会の形成に向け、すべての子どもたちが心身の発達等に応じた教育を受けられる環境を整えるため、関係機関との連携のもと、個々の教育ニーズに応える切れ目のない相談・支援体制の充実を図ります。

【現状と課題】

- ▷特別な支援を必要とする就学前児童の入園受入を促すため、幼稚園・認定こども園等の設置者による受入環境や体制整備を支援する必要があります。
- ▷児童生徒や保護者、教職員が抱える課題が多様化しており、相談支援体制の充実が必要となっています。
- ▷通級指導教室は、現在、桜台小学校及びすこやか園内に開設し、市内の公立小学校に在籍する児童が通っています。通級指導教室のさらなる充実に向けて、運営方法等の在り方について検討を進める必要があります。
- ▷インクルーシブ教育システム^{※1}の構築に向け、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対しては、通常の学級のほか、通級による指導、特別支援学級等の連続性のある多様な学びの場を用意しておく必要があります。また、外国につながりがあり日本語の指導を必要とする児童生徒に対しては、対象となる児童生徒の増加や取り扱う言語の多様化もあり、支援体制の充実が求められています。
- ▷いじめ問題専門調査会^{※2}やいじめ防止等連絡協議会での協議内容等を全小中学校へ情報提供するなど、多角的・多面的な知識共有を図っています。
- ▷不登校等の児童生徒の抱える課題に対しては、教育相談のほか、学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携した支援、小集団による指導等の対応を行っています。

【施策の取組方針】

- (1) 幼児期のインクルーシブ教育の推進
 - ①特別な支援を必要とする就学前児童等を通常クラスで受け入れる幼稚園や認定こども園等の設置者を支援し、幼児期のインクルーシブ教育を推進します。
- (2) 教育相談の充実
 - ①教育センターにおける教育相談や小中学校への相談に関わる専門的な人材の配置、さらには関係機関との連携等により、教育相談の充実を図ります。
- (3) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育の推進
 - ①通級指導教室の充実に向けた検討や、特別支援学級に在籍する児童生徒の教育活動への支援など、児童生徒の実態に応じた多様な学びの場の確保を図るとともに、外国につながりのある児童生徒等への支援等により、個々の教育的ニーズに対応した支援教育を推進します。

(4) いじめ・不登校対策の充実

- ①いじめの未然防止等に向け、学校、教育委員会、専門家、関係機関等が連携・協力しながら、対策の充実といじめを許さない風土づくりを推進します。
- ②不登校の未然防止と早期対応に向け、教職員、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのほか、関係機関等からなる支援体制の連携強化を図ります。また、不登校児童・生徒の学校生活への復帰等に向けた適応指導教室※³での支援により、不登校対策の充実を図ります。

【指標】

指標名	指標の定義等	現状値	目標値 (R9)
幼稚園・認定こども園等によるインクルーシブ教育や障がい児の保育に係る補助金の交付状況	特別な支援を必要とする就学前児童等を受け入れた幼稚園・認定こども園・保育所からの当該補助金申請に対する交付割合	100% (R3)	100%
教育相談員・スクールソーシャルワーカーの配置人数	1日あたりの教育相談員・スクールソーシャルワーカーの配置人数	9.0人 (R4)	10.8人
特別支援教育について理解し、児童生徒の特性に応じた指導上の工夫をよく行っている教員の割合	「全国学力・学習状況調査」における学校の回答値 (小中学校の平均値)	50% (R4)	100%
いじめ事案の解消割合	解消したいじめ事案の割合	89.5% (R3)	100%

【対応するSDGs】



【関連する個別計画等】

- 伊勢原市いじめ防止基本方針
- 伊勢原市子ども・子育て支援事業計画

※1 インクルーシブ教育システム：障がいのあるなしにかかわらず、個別の教育的ニーズに配慮しながら、同じ場所とともに学ぶことを追求し、誰もが相互に人格や個性を尊重し、多様な在り方を認め合う共生社会の形成に向けた教育のしくみ。

※2 いじめ問題専門調査会：いじめ防止対策推進法に基づき、学校で発生したいじめの重大事態の調査やいじめ防止等に向けた対策を行う組織。法律、医療、心理、福祉、教育等の専門的知識及び経験を有する者で構成される。

※3 適応指導教室：心理的・情緒的要因等により、学校に登校しない、あるいは登校したくともできない状態にある児童生徒が、在籍校等に通学できるようになることや社会的自立に向け、教育相談や小集団活動によって援助・指導を行う教室。

目標 2 児童生徒の成長と学びを支える環境の整備

<めざす姿>

安全・安心で快適な教育環境が整い、子どもたちが健やかに成長し、学校生活を送っています。

施策名		施策の取組方針	
5	持続可能な指導体制の整備	(1)	教職員の人材育成の強化
		(2)	学校における職場環境の整備
6	安全・快適な教育環境の整備	(1)	学校施設の計画的な改修の推進
		(2)	人口減少等の将来を見据えた教育環境の整備
		(3)	児童生徒の安全・衛生対策の推進
7	教育機会の保障と支援	(1)	幼児教育に対する経済的支援の推進
		(2)	入学・就学支援の推進

【施策の内容】

複雑・多様化する教育課題に対応しつつ教育の質を確保するため、教員研修の充実や研究活動の活性化等によりその資質能力向上を促すとともに、多様な人材の確保や事務の合理化等により学校及び教職員が担う業務の役割分担・適正化を図ります。

【現状と課題】

- ▷学習指導要領の全面実施に伴い、教員には、子ども一人ひとりの特性や学習進度などに
 応じた指導・学習活動の提供等とともに、子ども同士や他者との協働による学びができ
 る力をはぐくむ指導が求められています。教員の資質能力向上のため、研修内容の充実
 や工夫・改善や支援体制のさらなる充実が必要です。
- ▷教職員が自らの人権感覚を磨き、人権教育に対する正しい理解を深めるため、教職員を
 対象とした人権教育を開催するとともに、各種団体が主催する研修会等に派遣していま
 す。
- ▷教育課題の多様化や複雑化に伴う教職員の負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間を確
 保するとともに、充実した授業を実践するため、授業や中学校の部活等に指導協力者等
 を派遣しています。専門性の高い指導が受けられるメリットもあり、協力者の確保や派
 遣時間の拡充も求められています。
- ▷児童生徒等の抱える問題が深刻化する中、学校等で発生する問題について法的な見地を
 もって対処し迅速な解決を図るとともに、未然防止に向け危機管理能力の向上を図る必
 要があります。
- ▷教職員の多忙解消に向け、学校が担う業務の役割分担等の見直しが求められています。

【施策の取組方針】

(1) 教職員の人材育成の強化

- ①教職員一人ひとりの資質能力と指導力等の向上を促すため、経験や職能等に応じた研
 修の充実や人権意識向上に向けた研修会の開催、さらには教職員の学校を越えた主体
 的な研究活動を支援し、教職員の人材育成の強化を図ります。

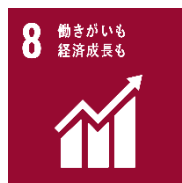
(2) 学校における職場環境の整備

- ①教職員が本来担うべき業務に専念できる環境を整えるため、部活動等における教職員
 の負担軽減や、学校等で発生した問題等への法的見地からの支援体制の強化を図りま
 す。また、給食費の公会計化に向けた検討を行うなど、学校等が担う役割等の見直しを
 図ります。

【指標】

指標名	指標の定義等	現状値	目標値 (R9)
自らの専門性を高めるため、校外の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加している教員の割合	「全国学力・学習状況調査」における学校の回答値（小中学校の平均値）	67.5% (R4)	75%
スクールロイヤー※ ¹ の配置	教育委員会におけるスクールロイヤーの配置	未配置 (R4)	配置

【対応するSDGs】



【関連する個別計画等】

○伊勢原市いじめ防止基本方針

※1 スクールロイヤー：学校で起こるいじめや保護者対応、学校事故対応等、学校現場における様々な問題について法的な側面から解決に向けた支援を行う弁護士資格を有する者。

【施策の内容】

児童生徒が学校で安全かつ快適に学び生活できるよう、学校施設等の環境改善に取り組むとともに、少子化等に対応した持続可能で良好な教育環境を整えます。

【現状と課題】

- ▷ 第2期教育振興基本計画期間においては、小中学校トイレの洋式化を含めたりニューアル（5カ所）や普通教室等へのエアコン設置（480教室）を行い、教育環境の改善に努めました。
- ▷ 本市の学校施設は8割以上の建物が建築から30年以上経過し、建物の外部、内部や設備の劣化に加え機能面の老朽化も進行していることから、学校施設を適切に維持管理し、安全性や必要な機能を確保するとともに快適性の向上に努める必要があります。
- ▷ 今後の施設改修等には多額のコストを要し、整備時期の集中も見込まれるため、計画的な整備とともに改修等に係る経費の縮減等を検討する必要があります。
- ▷ 中長期的に児童生徒数の大幅な減少が見込まれており、学校教育の在り方を踏まえ、小中学校の規模等の適正化を図る必要があります。
- ▷ 通学路の安全確保のため、学校、教育委員会、PTA、警察、自治会等が協力して各小中学校通学路の安全点検を行い、危険箇所については、道路等関係部署や警察等関係機関と連携しながら改善を図っていく必要があります。
- ▷ 新型コロナウイルス感染症防止対策として、手洗い・手指消毒等の基本的な対策を取りながら、学校活動を行っています。児童生徒のマスクの着用方法等、国の感染症対策の動向を考慮しながら、感染防止対策を継続していく必要があります。
- ▷ 学校校舎等の照度や飲料水の水質、騒音・化学物質等に係る環境衛生検査を実施することで、児童生徒が安心して学習できる衛生的な教育環境の保持に努める必要があります。

【施策の取組方針】

(1) 学校施設の計画的な改修の推進

- ① 老朽化する学校施設の安全を確保し、快適な教育環境を整えるため、学校施設個別施設計画※¹に基づく改修等を計画的に進め、学校施設の適切な維持管理に努めます。

(2) 人口減少等の将来を見据えた教育環境の整備

- ① 少子化に伴う児童生徒数の減少等を踏まえ、学校の適正規模・適正配置に係る検討を行うとともに、学校プール施設や給食施設の在り方について検討を行うなど、持続可能な教育環境を整えます。

(3) 児童生徒の安全・衛生対策の推進

- ① 学校、教育委員会、PTA、警察等が協力した通学路の安全対策や、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症予防等の対策、適正な衛生環境の確保に向けた取組等により、児童生徒等が安心して学習に取り組める教育環境の保持に努めます。

【指標】

指標名	指標の定義等	現状値	目標値 (R9)
学校トイレの洋式化割合	市内小中学校校舎トイレの洋式化割合	60.2% (R3)	80%
適正規模・適正配置に係る基本方針の策定	市内小中学校の適正規模・適正配置に係る基本的な方針の策定	未策定 (R3)	策定
通学路安全点検の実施校数	市内小中学校通学路の安全点検実施校数	14校 (R3)	14校

【対応するSDGs】



【関連する個別計画等】

○伊勢原市学校施設個別施設計画

※1 学校施設個別施設計画：学校施設の中長期的な維持管理にかかる経費の縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的に策定した計画。

【施策の内容】

家庭の社会経済的な状況によらず、すべての子どもたちが適切な教育を受けられるよう、教育費等に係る必要な経済的支援を推進します。

【現状と課題】

- ▷子ども・子育て支援新制度や、幼児教育・保育の無償化により、保護者が幼稚園・認定こども園等の施設を利用する際の費用負担が軽減されました。子どもの将来が、生まれ育った家庭の事情等に左右されないよう、環境づくりや支援を継続していく必要があります。
- ▷経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒及び就学前の児童の保護者に対し、新入学学用品費や学校用品費等の必要な就学奨励費等を支給するとともに、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対しては、保護者の負担能力に応じて、新入学児童・生徒学用品費等、必要な就学奨励費を支給しています。
- ▷児童生徒を養育する低所得のひとり親家庭に対しては、入学支度金を支給するなど、ひとり親家庭への支援を継続して行う必要があります。

【施策の取組方針】

- (1) 幼児教育に対する経済的支援の推進
 - ①幼稚園、認定こども園等へ園児の施設利用に係る給付費等を支給し、保護者の経済的な負担軽減を図るとともに、子どもたちの教育環境の充実に努めます。
- (2) 入学・就学支援の推進
 - ①経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒及び就学前の児童の保護者や、特別支援教育が必要となる児童生徒の保護者に対し、所得や負担能力に応じた経済的な支援を行うとともに、経済的に困難なひとり親家庭に対し入学支度金等の支援を行い、教育機会の確保を図ります。

【指標】

指標名	指標の定義等	現状値	目標値 (R9)
3歳以上の園児の保育料無償化の状況	幼稚園、認定こども園等に在園する3歳児以上の園児に係る保育料が無償化される市内施設の割合	100% (R3)	100%
支援を必要とする家庭への就学援助費の支給割合	支援を必要とする家庭からの申請に対する就学援助費の支給割合	100% (R3)	100%

【対応するSDGs】



【関連する個別計画等】

- 伊勢原市子ども・子育て支援事業計画
- 伊勢原市子どもの貧困対策に関する取組方針

目標 3 地域全体で取り組む教育力の向上

<めざす姿>

学校と地域の多様な連携のもと、子どもたちのふるさと伊勢原への愛着と誇りをはぐくみ、地域全体で家庭教育を支えています。

施策名		施策の取組方針	
8	学校と地域の連携・協働の推進	(1)	地域と連携・協働した学校づくりの推進
		(2)	子ども・若者の健全育成と居場所づくりの推進
9	家庭教育支援の推進	(1)	関係機関や地域と連携した家庭教育支援の推進
		(2)	家庭教育に関する学習機会の充実

【施策の内容】

学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちの健やかな成長を支えるため、地域とともにある学校づくりを推進するとともに、学校と地域のさらなる連携・協働体制を整え、地域活動を通じた教育環境の充実を図ります。

また、子どもや若者の健全な育成を促すため、地域における体験学習や地域活動の機会を提供するとともに、保護者の就労等により放課後等に家庭での養育が受けられない児童の受け入れ体制の確保を図ります。

【現状と課題】

- ▷学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちの健やかな成長を支えるため、各小中学校の「地域連絡会」を発展させ、令和 4(2022)年度に「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）※¹」を設置するとともに、学校を核として地域住民等の参画を得ながら地域全体で子どもたちの学びや成長を支える「地域学校協働活動※²」が始まりました。
- ▷今後は、学校運営協議会と地域学校協働活動が相互に連携し、「地域とともにある学校づくり」を推進していく必要があります。
- ▷平成 25(2013)年度から小学校区ごとに順次「放課後子ども教室（愛称：いせはら未来っ子クラブ）※³」を開設し、令和 3(2021)年度では市内 7 か所で開設し運営を行っています。今後も児童の様々な体験・交流活動の機会を確保するため、既存教室を適正に運営するとともに、市内全小学校での開設及びプログラムの更なる充実に向け、取組を進める必要があります。
- ▷少子化や子どもを取り巻く環境変化により、子ども・若者が地域で活躍する場や多様な世代と世代間交流をする機会が減少しています。子どもたちの健全育成のため、地域における体験・交流活動などの機会を提供するとともに、担い手となる人材の発掘・育成に努める必要があります。
- ▷小学生を対象とした「児童コミュニティクラブ※⁴」は、市内 12 か所で開設しています。待機児童が発生している状況から、支援員の確保等とともに民間クラブへの支援を継続する必要があります。

【施策の取組方針】

(1) 地域と連携・協働した学校づくりの推進

- ①各小中学校に設置した学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の運営支援や地域学校協働活動の促進等により、学校、家庭、地域の連携・協働の強化のもと、地域とともにある学校の活性化と、多様な地域活動を通じた教育環境の充実を図ります。

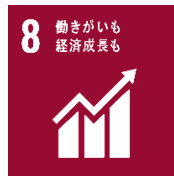
(2) 子ども・若者の健全育成と居場所づくりとの推進

- ①放課後子ども教室の開設や子ども・若者の地域における体験・交流活動に取り組み、子ども・若者の健全育成を推進するとともに、児童コミュニティクラブの運営等により、放課後における児童の安全な居場所づくりを推進します。

【指標】

指標名	指標の定義等	現状値	目標値 (R9)
学校への地域の協力者の延べ人数	学校教育指導協力者の延べ人数	15,184 人 (R3)	20,000 人
地域住民との交流体験活動に参加した子どもの延べ人数	放課後子ども教室や子ども・若者が体験活動に参加し、地域住民と交流を行った子どもの延べ人数	3,961 人 (R3)	12,000 人

【対応するSDGs】



【関連する個別計画等】

- 伊勢原市生涯学習推進指針
- 伊勢原市子ども・子育て支援事業計画
- 伊勢原市子ども・若者育成支援指針

- ※1 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）：学校に設置する附属機関で、保護者や地域住民等の代表を委員に任命し、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するなど、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する制度。
- ※2 地域学校協働活動：地域の高齢者、学生、保護者、PTA、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
- ※3 放課後子ども教室（愛称：いせはら未来っ子クラブ）：全ての児童を対象とし、小学校や児童館等の公共施設を活用して、放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得ながら様々な学習や体験、交流活動の機会を提供する文部科学省所管の事業。
- ※4 児童コミュニティクラブ：保護者の就労等により放課後等に家庭での養育が受けられない児童を対象とし、小学校や児童館、保育所等の施設を利用して受け入れを行う厚生労働省所管の事業。

【施策の内容】

子育て世代が安心して子育てや家庭教育ができるよう、気軽に子育てに関する相談や交流ができる場の提供や、関係機関・地域との連携による子どもの健やかな成長のための相談・支援体制の充実を図るとともに、家庭教育に関する学習機会の提供を推進します。

【現状と課題】

- ▷核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした養育力の低下、また子育て家庭が抱える問題の複雑化・複合化など子育て家庭の環境が大きく変化しています。こうした状況から、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりができる場所が必要となっています。
- ▷子育てに困難を抱える家庭への支援を強化するため、母子保健と児童福祉の一体的な相談体制を整えるなど、関係機関が効果的に連携・協働できる体制づくりが必要です。
- ▷公民館では、家庭での教育力の向上や保護者の心身のリフレッシュを目的とした講座を開催しています。今後は、時間に余裕のない保護者でも参加できるような WEB 講座やオンライン等の活用により、さらなる保護者同士の交流の場づくりを進める必要があります。
- ▷市内 4 中学校区で、家庭教育に関する講演会を小中学校 P T A や地域団体との共催で開催しています。P T A 等の負担が増加しないよう配慮するとともに、より多くの保護者等が参加しやすい取組が求められています。

【施策の取組方針】

(1) 関係機関や地域と連携した家庭教育支援の推進

- ①子育て中の親子が気軽に集い、交流や相談ができる場を提供するとともに、子育てに困難を抱える家庭に対し、子どもの発達に関する相談支援や養育に係る専門職等による指導・助言を行うなど、家庭教育支援を推進します。
- ②子育て世帯への包括的な支援を強化するため、全ての妊産婦、子育て世帯への一体的な相談支援体制づくりに向けた取組を推進します。

(2) 家庭教育に関する学習機会の充実

- ①家庭教育に関する情報や学習の機会を提供するとともに、保護者の交流の場づくりを進め、家庭における教育力の向上を促します。

【指標】

指標名	指標の定義等	現状値	目標値 (R9)
子育て親子の交流組数	子育て支援センター、子育てひろば、つどいの広場※ ¹ の延べ利用組数	4,936 組 (R3)	14,000 組
家庭教育に関する事業実施回数	家庭教育に関する学習機会や親子で参加する行事等の実施回数	9回 (R3)	15回

【対応するSDGs】



【関連する個別計画等】

- 伊勢原市生涯学習推進指針
- 伊勢原市子ども・子育て支援事業計画

※1 子育て支援センター、子育てひろば、つどいの広場：乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場であるとともに、子育てアドバイザー等が子育てについての相談や情報提供、助言等を行う地域子育て支援拠点。

目標 4 生涯学び、活躍できる環境整備とスポーツの推進

<めざす姿>

生涯を通じて学び、学びの成果を生かし活躍できる環境が整い、市民一人ひとりが生きがいを感じて暮らしています。

施策名		施策の取組方針	
10	生涯学習活動の推進	(1)	生涯学習を支える環境づくり
		(2)	公民館を拠点にした学習機会の充実
		(3)	図書館・子ども科学館における生涯学習の推進
11	学びを支える社会教育施設の整備	(1)	公民館の計画的な施設改修の推進
		(2)	図書館・子ども科学館の計画的な施設改修の推進
12	文化芸術・スポーツ活動の推進	(1)	文化・芸術活動の推進
		(2)	スポーツ活動の推進

施策１〇

生涯学習活動の推進

【施策の内容】

市民一人ひとりが個性と能力を伸ばし、生きがいのある充実した人生を送れるよう、生涯学習を支援する人材の育成を図るとともに、公民館や図書館・子ども科学館を拠点に、生涯を通した多様な学習機会の提供を推進します。

【現状と課題】

- ▷生涯学習の推進にあたっては、市民等への学習に関する情報提供の充実とともに、学習の成果を地域の市民活動等の活性化に生かす担い手の育成が必要です。
- ▷新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、集客型の講座等が制限される中では、WEB公民館講座やいせはら電子図書館※¹の開設といった「新しい生活様式」に則した学習の機会を提供し、市民等の学びを支えています。
- ▷公民館は、様々な世代を対象とした学びの機会を提供する場や、地域で生涯学習活動を自主的に行うサークルや団体等の活動の場となっています。
- ▷公民館では、市民や社会教育関係団体等を対象とした人権に関する講演会やセミナー等を開催し、人権に対する理解促進と啓発を図っています。
- ▷図書館は年間30万人、子ども科学館では年間6万人が来館しており、幅広い世代に利用されています。
- ▷図書館では、読書普及事業に携わるボランティアの育成や支援を行い、生涯学習の推進に努めています。また、生涯学習・文化施設として情報提供や情報発信の役割を担っていることから、市民ニーズを取り入れた資料整備に努めるとともに、必要な資料の収集・整備を継続する必要があります。
- ▷子ども科学館では、科学工作教室や実験教室等を通して親子のふれあいの場を提供するとともに、地域の企業等と連携した教室も実施しています。

【施策の取組方針】

(1) 生涯学習を支える環境づくり

- ①多様な学習機会の提供や、生涯学習活動を支える人材の育成を図るとともに、学びの成果を地域の活性化に生かす活動を支援します。また、ICTを活用した電子図書館の運営等により、市民ニーズや新しい生活様式に対応した学習環境を整えます。

(2) 公民館を拠点にした学習機会の充実

- ①生涯学習活動の中心となる中央公民館と地域コミュニティの核となる地区公民館の特性を生かし、様々な課題や市民ニーズを踏まえた学習機会の充実に努めます。

(3) 図書館・子ども科学館における生涯学習の推進

- ①図書館ボランティアや関係機関等と協働した幅広い年代に向けた読書の普及・啓発活動や、生涯学習等に関する情報提供・情報発信、科学への興味・関心を醸成する各種体験教室の開催など、図書館・子ども科学館における生涯学習活動の充実を図ります。

【指標】

指標名	指標の定義等	現状値	目標値 (R9)
公民館利用者数	公民館施設使用及び公民館講座等への参加者数	154,179 人 (R3)	254,000 人
公民館講座及びICTを活用した講座等の開催回数	対面による公民館講座の開催数及びICTを活用した講座等の開催数の合計	115 回 (R3)	120 回
図書館資料の利用点数	図書・AV・デジタル資料等の個人・団体貸出数	523,384 点 (R3)	539,400 点

【対応するSDGs】



【関連する個別計画等】

- 伊勢原市生涯学習推進指針
- 伊勢原市子ども読書活動推進指針

※1 電子図書館：来館が困難な利用者へのサービスの充実と「新しい生活様式」に対応した読書推進を図るため、図書館の開館時間に限定することなく、24 時間インターネット上で電子書籍の閲覧・返却が可能なサービス。

施策 1 1

学びを支える社会教育施設の整備

【施策の内容】

市民の生涯学習を支える公民館や図書館・子ども科学館に求められる機能や性能を確保するため、施設の維持管理に係る経費の縮減と平準化を図りながら、計画的な整備を推進します。

【現状と課題】

- ▷ 公民館や図書館・子ども科学館は、建築から30年を経過し、建物や設備の劣化が進んでいます。
- ▷ こうした状況を踏まえ、施設の中長期的な維持管理経費の縮減と予算の平準化を図りつつ、公民館や図書館・子ども科学館施設に求められる機能・性能を確保することを目的に、令和3年度に個別施設計画を策定しました。
- ▷ 今後は、個別施設計画に基づく改修等に係る財源の確保に努め、各施設・設備の劣化部位の改修等に取り組むとともに、施設の長寿命化や建替えに向けて、適切な計画の進捗管理に努める必要があります。
- ▷ 子ども科学館は、これまで学校教育活動における理科教育支援等の役割を果たしてきています。本施設の今後については、これまでの役割を踏まえるとともに、これからの時代にふさわしい機能や役割について検討する必要があります。

【施策の取組方針】

(1) 公民館の計画的な施設改修の推進

- ① 伊勢原市公民館施設個別施設計画^{※1}に基づく公民館施設の適切な施設改修に努め、安全・快適な教育環境づくりを進めます。

(2) 図書館・子ども科学館の計画的な施設改修の推進

- ① 伊勢原市立図書館・子ども科学館個別施設計画^{※2}に基づく図書館・子ども科学館の適切な施設改修に努めるとともに、時代の変化や市民のニーズを踏まえた子ども科学館の在り方を検討し、安全で持続可能な施設整備を推進します。

【指標】

指標名	指標の定義等	現状値	目標値 (R9)
個別施設計画に計上した 屋上屋根・外壁改修の実 施館数	伊勢原市公民館施設個別施設計画 に計上した令和9(2027)年度まで に行う屋上屋根・外壁改修の実施館 数	0館 (R3)	3館
子ども科学館の在り方に 関する方針の策定	伊勢原市立子ども科学館の今後の 在り方に係る方針の策定	未策定	策定

【対応するSDGs】



【関連する個別計画等】

- 伊勢原市公民館施設個別施設計画
- 伊勢原市立図書館・子ども科学館個別施設計画

※1 公民館施設個別施設計画：公民館建物の中長期的な維持管理にかかる経費の縮減と予算の平準化を図りつつ、公民館施設に求められる機能・性能を確保することを目的とした計画。

※2 図書館・子ども科学館個別施設計画：図書館・子ども科学館の中長期的な維持管理にかかる経費の縮減と予算の平準化を図りつつ、図書館・子ども科学館に求められる機能・性能を確保することを目的とした計画。

【施策の内容】

市民が生涯にわたり心豊かに、健康で活力ある生活を送れるよう、市民が取り組む文化芸術活動の発表機会や鑑賞機会を確保し、文化・芸術の振興を図ります。

また、ライフステージに応じた運動・スポーツに親しむ機会を提供するとともに、スポーツ施設の計画的な改修・維持管理によりスポーツ活動の場の確保を図ります。

【現状と課題】

- ▷本市が開催する市民文化祭等は、市民の文化芸術活動の発表の場や鑑賞の機会となっており、今後も市民の生きがいづくりや文化芸術に親しむ機会の充実に向け、周知方法や開催方法を工夫しながら実施することが求められています。
- ▷本市には、総合運動公園や市営テニスコートなど、多様な運動・スポーツ施設が整っており、例年延べ30万人以上の利用がある一方で、アンケート調査によると、運動やスポーツを日常的にする人と全くしない人との両極化が見られます。
- ▷生涯を通じて運動・スポーツに親しみ、健康で活力ある生活を送ることができるよう、多くの市民が日常的に運動・スポーツに親しむ環境づくりを進める必要があります。
- ▷運動・スポーツに親しむ環境を将来にわたって確保するため、施設の利用状況や市民ニーズ等を踏まえ、施設の最適配置や老朽化対策を進める必要があります。

【施策の取組方針】

(1) 文化・芸術活動の推進

- ①各種展示会や市民文化祭を開催するなど、文化芸術に関する学習成果の発表の場や優れた芸術作品の鑑賞機会を提供し、本市の文化・芸術活動の活性化を図ります。

(2) スポーツ活動の推進

- ①各種スポーツ競技大会の開催や指導者の養成等を行い、市民等が運動・スポーツに親しむ機会を提供します。また、スポーツ施設の保全に向けて、適正な整備・維持管理を推進します。

【指標】

指標名	指標の定義等	現状値	目標値 (R9)
文化芸術事業の来場者数	いせはら市展、市民文化祭、市民音楽会、美術協会展の来場者数	4,830 人 (R3)	11,000 人
スポーツ施設の利用者数	市有スポーツ施設（総合運動公園や鈴川公園、武道館等）の延べ利用者数	320,670 人 (R3)	

【対応するSDGs】



【関連する個別計画等】

- 伊勢原市生涯学習推進指針
- 伊勢原市市民生涯スポーツ推進計画

目標 5 次世代につなぐ、文化財保護の推進

<めざす姿>

文化財の適正な保存と活用により、その継承が図られ、市民と価値や魅力を共有しながら、まちづくりに生かしています。

施策名		施策の取組方針	
13	歴史文化の調査・保存・活用と人材育成	(1)	調査・研究と保存の推進
		(2)	情報発信と活用、人材育成の推進

【施策の内容】

文化財の地域資産としての理解を深め、次世代への確実な継承を図るため、伊勢原市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の調査、保存、活用、及び文化財に関わる人材育成を推進します。

【現状と課題】

- ▷本市には豊かな自然と歴史にはぐくまれて継承されてきた数多くの文化財があります。
- ▷本市の「伊勢原市文化財保存活用地域計画」※¹は、令和3(2021)年度に文化庁長官の認定を受けました。今後は、この計画に基づき、文化財の調査、保存、活用、人材育成等の取組を進めていきます。
- ▷文化財を保護していくためには、市域の文化財の調査を進め、その評価を定めることで、条例に基づく指定・登録制度を積極的に運用していくことが重要であり、文化財所有者と連携しながら、保存修理を計画的に実施していく必要があります。
- ▷小中学校における地域の歴史文化を活用した出前授業や体験教室、副読本の作成・配付は、本市の教育の特徴的な取組となっています。
- ▷文化財の活用と情報発信については、平成28(2016)年に認定された「日本遺産」※²を生かし、商工観光をはじめとした関係部署や文化財所有者等と連携しながら、市の知名度向上、誘客に結び付く取組を行うとともに、「いせはら文化財サイト」の充実に向けた取組を継続して行う必要があります。
- ▷文化財の継承にあたっては、いせはら歴史解説アドバイザー等の人材を育成し、文化財に関わる市民団体の自主的な活動を支援する必要があります。
- ▷さらに文化財を永く継承していくためには、文化財の保存施設や公開に関する施設のあり方の検討とともに、活用環境の整備に向けた取組を進める必要があります。

【施策の取組方針】

(1) 調査・研究と保存の推進

- ①市域の文化財の計画的な調査や伊勢原市文化財保護条例に基づく指定・登録等により、文化財の適切な保存を図ります。また、文化財所有者と連携しながら、計画的な保存修理の実施を推進します。

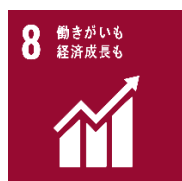
(2) 情報発信と活用、人材育成の推進

- ①文化財サイトや各種イベントを通じた文化財情報の発信とともに、観光施策とも連携した文化財の公開や小中学校の授業への活用、いせはら歴史解説アドバイザーの養成、文化財の保存・活用環境の整備に向けた検討等により、本市文化財の活用を進め、地域の活性化を図ります。

【指標】

指標名	指標の定義等	現状値	目標値 (R9)
本市の文化財に誇りや愛着を感じる市民の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合	55.1% (R4)	
文化財関連イベント参加者数	いせはらの歴史文化や、日本遺産に関連するイベント等への延べ参加人数	3,773 人 (R3)	5,600 人

【対応するSDGs】



【関連する個別計画等】

○伊勢原市文化財保存活用地域計画

※1 文化財保存活用地域計画：平成 30(2018)年の文化財保護法の改正により、それまでの「歴史文化基本構想」に代わり、文化財の保存と活用に関する市町村のマスタープランとして法制化。地方の文化財保護体制の強化を目的としている。令和 4(2022)年 8 月現在、文化庁長官から認定を受けた計画は全国で 78 市町村。

※2 日本遺産：平成 27(2015)年に文化庁により創設された制度で、地域の歴史的魅力や特色を語るストーリーを文部科学大臣が認定するもの。有形、無形の様々な文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としている。本市は“江戸庶民の信仰と行楽の地～巨大な木太刀を担いで「大山詣（おおやままい）り」～”のストーリーが認定された。令和 2(2020)年までに全国で 104 件が認定。

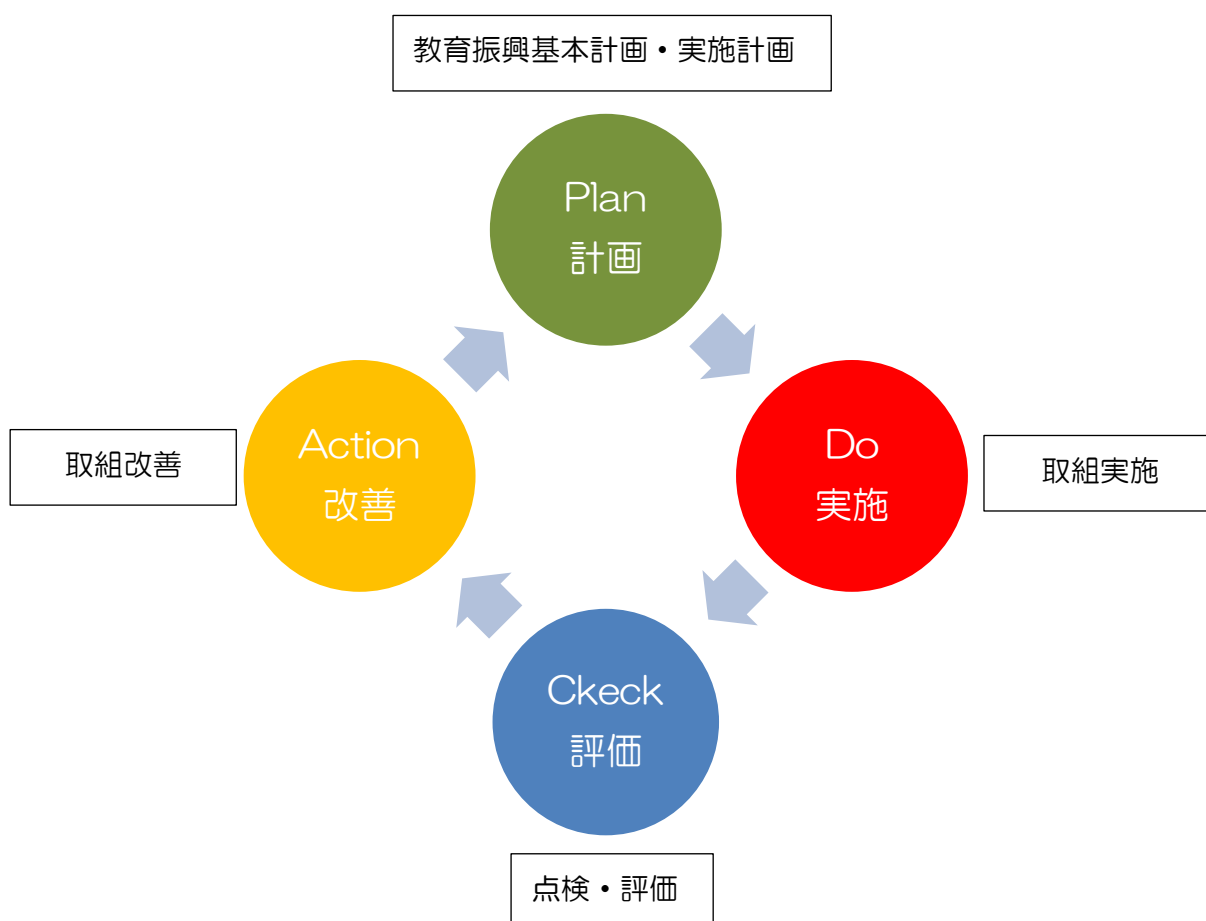
第5章 計画の推進

1 計画の進行管理

各年度の具体的な取組を明らかにし、本計画に掲げる施策を推進するため、本計画のもとに別途、「実施計画」を策定します。

各年度の取組に対しては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価を実施し、必要に応じて取組を見直すなど、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

また、施策の進捗を測る指標の推移を定期的に把握し、効果的・効率的に計画を推進していきます。



参考資料

1 教育振興基本計画策定委員会

(1) 伊勢原市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

○ 伊勢原市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に基づく教育振興基本計画を策定するための伊勢原市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育振興基本計画策定のための基本的事項及び計画案について、様々な観点から意見を述べるなど、教育委員会が計画策定に向けた実務的な作業を行うに当たり、必要な検討及び協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱した者(以下「委員」という。)10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教職員
- (3) 保護者
- (4) 市民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定作業が終了する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席をもってこれを開く。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

(部外者の出席)

第7条 委員長が必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益若しくは公共の利益を害するおそれがある場合、その他委員長が非公開と認めた場合を除き、公開とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育総務主管課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

(以下、附則省略)

(2) 教育振興基本計画策定委員会名簿

(敬称略)

No.	役職	氏名	所属・役職等
1	委員長	兼平 賢治	伊勢原市教育委員会点検評価外部評価員 東海大学文学部歴史学科日本史専攻准教授
2	副委員長	佐伯 妙有	伊勢原市子ども子育て会議会長 伊勢原市幼稚園協会会員 (伊勢原ひかり幼稚園園長) 伊勢原市社会福祉協議会会長
3	委員	石塚 京子	伊勢原市社会教育委員会議副議長 民生委員児童委員
4		石渡 誠一	伊勢原中学校校長
5		臼井 裕二	比々多小学校校長
6		永井 武義	指定文化財所有者代表
7		水島 圭一	伊勢原市PTA連絡協議会会長

(役職は令和4年6月時点)

2 庁内体制

教育委員会		市長部局	
教育委員会 教育部	教育部長 学校教育担当部長	保健福祉部	スポーツ課
	教育総務課 歴史文化担当 学校教育課 教育指導課 教育センター 社会教育課 図書館・子ども科学館	子ども部	子育て支援課 子ども育成課 子ども家庭相談課 青少年課

3 パブリックコメント

計画策定段階における公正性や透明性の確保を図るため、伊勢原市第3期教育振興基本計画（案）に対するパブリックコメントを実施しました。

- 意見募集期間: 令和4年12月5日(月)～令和5年1月6日(金)
- 意見の数: 7件
- 対応区分: A ご意見を踏まえ、計画に反映するもの(5件)
 - B ご意見の趣旨が既に計画案に反映されているもの(0件)
 - C 今後、施策や事業の参考とするもの(0件)
 - D ご意見として承ったもの(2件)

4 計画の策定経過

日程 (令和4年度)	内容等
6月23日	■ 策定委員委嘱式 ■ 第1回策定委員会開催 ・伊勢原市第3期教育振興基本計画策定の基本方針について ・今後の策定スケジュールについて ・伊勢原市第2期教育振興基本計画の概要について ・教育を取り巻く社会環境と現状について ・施策の現状と課題及び今後の方向性について ・計画骨子(案)について
8月10日	■ 第2回策定委員会開催 ・伊勢原市第3期教育振興基本計画(素案)について ・教育ビジョン(案)について ・施策体系(案)について ・施策構成(案)について
10月5日	■ 第3回策定委員会開催 ・伊勢原市第3期教育振興基本計画(素案)について ・個別施策(案)について
10月27日	■ 第4回策定委員会開催 ・伊勢原市第3期教育振興基本計画(素案)について
12月5日 ~ 1月6日	■ パブリックコメントの実施
2月28日	■ 教育委員会議2月定例会 ・伊勢原市第3期教育振興基本計画策定(議案審議)

伊勢原市第3期教育振興基本計画

令和5（2023）年2月

伊勢原市教育委員会 教育総務課

住所 〒259-1188 伊勢原市田中 348 番地

電話 0463-74-5104（直通）

E-mail k-soumu@isehara-city.jp